

(工事の写真)

	
<p>着工前</p>	<p>完成</p>
	
<p>着工前</p>	<p>完成</p>
	
<p>着工前</p>	<p>完成</p>

(補足説明)

・工事内容は、(主)宿毛城辺線における路肩補修及び(一)深浦港線における側溝修繕等  
 ・愛媛県地域維持型契約方式実施要領に基づく、維持管理工事のため、公募型指名競争入札であるが、応募者が1者のみのため、同実施要領に基づき随意契約となったもの

・過年度及び令和 6 年度の状況は次のとおり

年度	請負先	応募者数	契約方式	落札率
令和 3 年度	城辺南建設共 同企業体	1	1 者応募のため、随意契約	86.2%
令和 4 年度	同上	1	同上	87.8%
令和 6 年度	同上	1	同上	81.3%

(2) 監査の結果及び意見

該当事項はありません。

14. (二) 松田川水系 (砂) 本村 1 他 通常砂防工事 (防通砂第 90 号の 1)

(1) 個別工事の概要

工事名	(二) 松田川水系 (砂) 本村 1 他 通常砂防工事
執行機関	愛南土木事務所
国庫補助 (負担) の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
補助負担率	1/2
工事種別	通常砂防工事
工事番号	防通砂第 90 号の 1
位置	南宇和郡愛南町小山
構造物の延長・幅員・面積等	本村 1 砂防堰堤 (前庭保護工 N=1 式) コンクリート V=386m <sup>3</sup> 本村 2 砂防堰堤 (堤高 H=6.5m, 堤長 L=24.9m) コンクリート V=429m <sup>3</sup>
契約方法	入札後審査型一般競争入札
設計金額	【監査対象】 29,999 千円 (当初)、29,999 千円 (R6.11) 【合併全体】 91,040 千円 (当初)、91,040 千円 (R6.11)
予定価格	91,040 千円
請負契約額	【監査対象】 28,635 千円 (当初)、28,635 千円 (R6.11) 【合併全体】 86,900 千円 (当初)、86,900 千円 (R6.11)
支出済額	【監査対象】 11,454 千円 (R6.11) 【合併全体】 34,760 千円 (R6.11)
起工年月日	令和 6 年 4 月 15 日
完成 (予定) 年月日	令和 7 年 1 月 31 日
進捗歩合	91.9% (R6.11)
請負人住所氏名	南宇和郡愛南町 株式会社羽田建設

入札参加者数・指名業者数	2者
落札率	95.5%
備考	令和5年度から、令和6年度予算へ28,635千円繰越 防通砂第91号の1との合併 防補通砂第90号の1との合併 防補通砂第91号の1との合併
工事の目的・効果	県が管理する道路、河川、砂防、港湾及び海岸施設の安全性の確保

(出典：県営工事個所別執行状況調他)

(工事の写真)

	
コンクリート堰堤本体工 (本村2 堰堤掘削前)	コンクリート堰堤本体工 (本村2 堰堤掘削)
	
管理用道路工、溪流保全工 (山留ブロック積) 掘削	管理用道路工、溪流保全工 (山留ブロック積)

(補足説明)

・工事内容は、(二) 松田川水系 (砂) 本村 1 他における砂防堰堤等の整備  
・入札参加者 2 者が入札参加資格確認申請書一式を提出しているが、うち 1 者について工事費内訳書の提出漏れにより入札参加資格不適格となったもの。無効となった同業者を除き開札。  
・電子入札であり、入札金額が電子入札システムの画面に直接入力されるとともに、工事費内訳書と入札参加資格確認申請書の電子データを入札金額の入力画面に添付ファイルとして、アップロードされる運用となっている。

(2) 監査の結果及び意見

① 入札参加資格確認申請書の網羅的な提出について (意見 42)

入札参加者への啓発活動、自己点検チェックリストの活用などにより、入札参加者から入札参加資格確認申請書類が網羅的に提出される仕組みの構築が望ましいです。また、将来的に電子入札システムが更新される際には、IT システムの統制機能により入札参加資格確認申請書類の網羅的な提出が担保されるシステムの設計が望まれます。

15. (一) 高茂岬船越線 土砂災害対策道路工事 (土対道改第 10 号の 2)

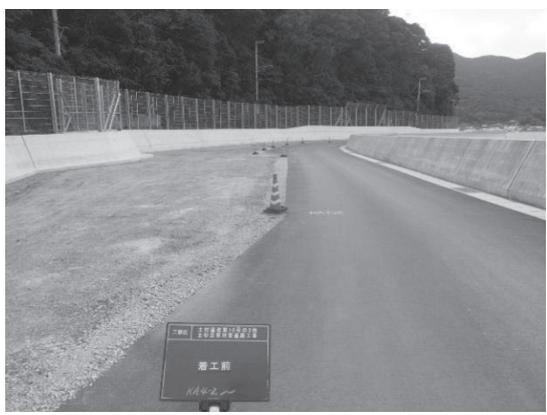
(1) 個別工事の概要

工事名	(一) 高茂岬船越線 土砂災害対策道路工事
執行機関	愛南土木事務所
国庫補助 (負担) の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
補助負担率	5.775/10
工事種別	道路改築工事
工事番号	土対道改第 10 号の 2
位置	南宇和郡愛南町和田内
構造物の延長・幅員・面積等	施工延長 L=240.0m 道路幅員 W=5.5(7.0)m アスファルト舗装工 A=2,277m <sup>2</sup> 区画線工 L=1,070m
契約方法	指名競争入札
設計金額	【監査対象】 15,400 千円 (当初)、6,160 千円 (最終) 【合併全体】 20,968 千円 (当初)、22,913 千円 (最終)
予定価格	20,968 千円
請負契約額	【監査対象】 14,461 千円 (当初)、5,784 千円 (最終) 【合併全体】 19,690 千円 (当初)、21,516 千円 (最終)

支出済額	【監査対象】 5,784 千円 【合併全体】 21,516 千円
起工年月日	令和 5 年 4 月 10 日
完成(予定)年月日	令和 5 年 11 月 30 日
進捗歩合	100%
請負人住所氏名	松山市 株式会社愛亀
入札参加者数・指名業者数	3 者
落札率	93.9%
備考	令和 4 年度から、令和 5 年度予算へ 5,784 千円繰越 土対補道改第 10 号の 1 との合併 土対道改第 10 号の 1 との合併
工事の目的・効果	①安全確保 当区間は、幅員狭小で線形も悪い状況である。バス通路及び通学路となっているが、バス通行時は離合が困難となっており歩行者等の通行に危険をもたらしている。また、山側法面は平成 8 年防災点検において落石危険箇所指定されており、早期の対策が求められている。 ②観光地のアクセス整備 当路線起点側に位置する観光名所である高茂岬には多くの観光客が見込まれており、本区間の整備により安全かつ円滑なアクセスが可能となる。

(出典：県営工事個所別執行状況調他)

(工事の写真)

	
着工前	舗装版破碎工

不陸整正	表層工
区画線工	完成

(補足説明)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事内容は、(一) 高茂岬船越線 (愛南町和田内) の舗装工事</li> <li>・ 指名業者の選定理由</li> </ul> <p>愛南町における舗装B等級を対象とした舗装工事であり、アスファルトフィニッシャ (アスファルト舗装工事主要機械) 等の特別な機械を使用する専門性の高い工事であるため、特例を使用しA等級を含め十分な実績を有する業者を選定したもの</p>
--

(2) 監査の結果及び意見

① 指名業者選定基準について (意見 43)

県によると、アスファルト舗装工事の品質確保のため、アスファルト合材の「プラント出荷時」「現場到着時」「舗設時」の各段階に温度基準があり、プラントと工事現場が近ければより良い品質が確保できると考えられるため、“プラントの近さ”を指名業者選定基準の一つとしているとのことです。なお、この“プラントの近さ”には明確な数値基準は無いとのことです。

現在及び将来の工事の担い手不足を考慮すると、指名業者の選択数を確保するために、工事現場近隣の他社プラントからのアスファルトの調達も考慮した指名業者選定基準を検討され

ることが望ましいと思います。

16. (国) 197 号他 道路年間維持工事 (西道維第 203 号)

(1) 個別工事の概要

工事名	(国) 197 号他 道路年間維持工事
執行機関	八幡浜土木事務所
国庫補助 (負担) の有無	<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
補助負担率	—
工事種別	道路維持管理工事
工事番号	西道維第 203 号
位置	西宇和郡伊方町三崎他
構造物の延長・幅員・面積等	道路維持工事 N=1 式 河川砂防海岸維持工事 N=1 式 冬期路面对策工事 N=1 式
契約方法	随意契約
設計金額	【監査対象】 7,610 千円 (当初)、12,009 千円 (最終) 【合併全体】 8,429 千円 (当初)、18,681 千円 (最終)
予定価格	8,429 千円
請負契約額	【監査対象】 7,547 千円 (当初)、11,910 千円 (最終) 【合併全体】 8,360 千円 (当初)、18,527 千円 (最終)
支出済額	【監査対象】 11,910 千円 【合併全体】 18,527 千円
起工年月日	令和 5 年 4 月 1 日
完成 (予定) 年月日	令和 6 年 3 月 21 日
進捗歩合	100%
請負人住所氏名	西宇和郡伊方町 藤川・三崎・末光共同企業体 (代表者 藤川建設有限会社)
入札参加者数・指名業者数	1 者
落札率	99.2%
備考	西河維第 4 号との合併 砂管第 7 号の 4 との合併 西海維第 1 号の 4 との合併 西安緊第 201 号との合併 西冬対第 203 号との合併

工事の目的・効果	県が管理する道路、河川、砂防及び海岸施設の安全性の確保
----------	-----------------------------

(出典：県営工事個所別執行状況調べ)

(工事の写真)

	
釜木地区 落石除去 作業状況	釜木地区 落石除去 完成
	
鳥井喜木津線 倒木除去 作業状況	鳥井喜木津線 倒木除去 完成

(補足説明)

- ・工事内容は、伊方町の旧三崎町及び旧瀬戸町区域の県管理道路4路線の維持管理工事
- ・愛媛県地域維持型契約方式実施要領に基づく、維持管理工事のため、公募型指名競争入札であるが、応募者が1者のみのため、同実施要領に基づき随意契約となったもの
- ・過年度及び令和6年度の状況は次のとおり

年度	請負先	応募者数	契約方式	落札率
令和元年度	藤川・三崎・末光共同企業体	1	1者応募のため、随意契約	99.7%
令和2年度	同上	1	同上	99.3%
令和3年度	同上	1	同上	94.7%

令和4年度	同上	1	同上	99.2%
令和6年度	同上	1	同上	99.4%

(2) 監査の結果及び意見

① 高落札率の要因分析について（意見44）

県によると、落札率の要因分析資料は無いとのこと。一定の閾値を超える落札率となっている入札について、その要因を分析するルールを策定し、課題抽出・改善検討の一連のプロセスを実行することが望ましいです。

17. (国) 197号他 道路年間維持工事（西河維第3号）

(1) 個別工事の概要

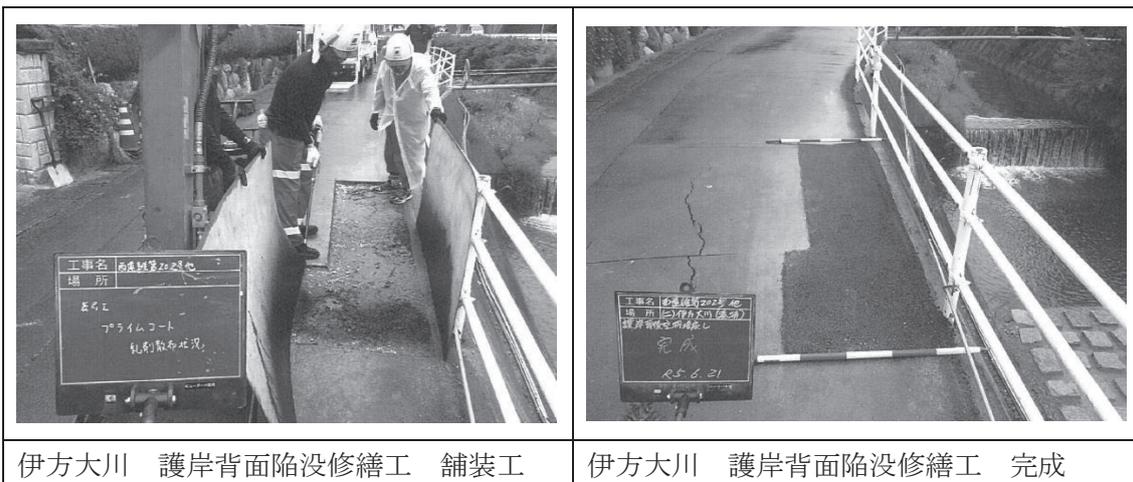
工事名	(国) 197号他 道路年間維持工事
執行機関	八幡浜土木事務所
国庫補助（負担）の有無	<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
補助負担率	—
工事種別	河川管理施設等維持修繕工事
工事番号	西河維第3号
位置	西宇和郡伊方町九町他
構造物の延長・幅員・面積等	道路維持工事 N=1式 河川砂防海岸維持工事 N=1式 冬期路面对策工事 N=1式
契約方法	随意契約
設計金額	【監査対象】 386千円（当初）、1,367千円（最終） 【合併全体】 5,293千円（当初）、4,044千円（最終）
予定価格	5,293千円
請負契約額	【監査対象】 384千円（当初）、1,357千円（最終） 【合併全体】 5,258千円（当初）、4,016千円（最終）
支出済額	【監査対象】 1,357千円 【合併全体】 4,016千円
起工年月日	令和5年4月5日
完成（予定）年月日	令和6年3月21日
進捗歩合	100%
請負人住所氏名	西宇和郡伊方町 竹場・堀保共同企業体 （代表者 有限会社竹場建設）
入札参加者数・指名業者数	1者

落札率	99.3%
備考	西道維第 202 号との合併 砂管第 7 号の 3 との合併 西海維第 1 号の 3 との合併 西補海漂第 1 号の 15 との合併 西冬対第 202 号との合併
工事の目的・効果	県が管理する道路、河川、砂防及び海岸施設の安全性の確保

(出典：県営工事個所別執行状況調べ)

(工事の写真)

<p>伊方大川 阻害物撤去工 流木伐採</p>	<p>伊方大川 阻害物撤去工 ゴミ積み込み</p>
<p>伊方大川 阻害物撤去工 完了</p>	<p>伊方大川 護岸背面陥没修繕工 舗装版取壊し</p>



伊方大川 護岸背面陥没修繕工 舗装工

伊方大川 護岸背面陥没修繕工 完成

(補足説明)

- ・ 工事内容は、旧伊方町の河川の維持管理工事。
- ・ 愛媛県地域維持型契約方式実施要領に基づく、維持管理工事のため、公募型指名競争入札であるが、応募者が1者のみのため、同実施要領に基づき随意契約となったもの
- ・ 過年度及び令和6年度の状況は次のとおり

年度	請負先	応募者数	契約方式	落札率
令和元年度	竹場・堀保共 同企業体	1	1者応募のため、随意契約	99.9%
令和2年度	同上	1	同上	100.0%
令和3年度	同上	1	同上	98.7%
令和4年度	同上	1	同上	94.9%
令和6年度	同上	1	同上	99.1%

(2) 監査の結果及び意見

① 高落札率の要因分析について (意見 45)

県によると、落札率の要因分析資料は無いとのこと。一定の閾値を超える落札率となっている入札について、その要因を分析するルールを策定し、課題抽出・改善検討の一連のプロセスを実行することが望ましいです。

18. (国) 197号他 道路電気通信施設点検委託業務 (西道点検第301号の2)

(1) 個別工事の概要

工事名	(国) 197号他 道路電気通信施設点検委託業務
執行機関	八幡浜土木事務所
国庫補助(負担)の有無	<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無

補助負担率	—
工事種別	道路維持管理業務
工事番号	西道点検第 301 号の 2
位置	八幡浜市保内町宮内他
構造物の延長・幅員・面積等	道路電気通信施設点検 N=1 式 トンネル N=9 箇所 官公庁 N=3 箇所
契約方法	指名競争入札
設計金額	9,222 千円（当初）、9,625 千円（最終）
予定価格	9,222 千円
請負契約額	8,580 千円（当初）、8,594 千円（最終）
支出済額	8,594 千円
起工年月日	令和 5 年 4 月 1 日
完成(予定)年月日	令和 6 年 3 月 14 日
進捗歩合	100%
請負人住所氏名	松山市 ミナモト通信株式会社
入札参加者数・指名業者数	5 者
落札率	93.0%
備考	—
工事の目的・効果	道路電気通信施設が、常時、確実に動作するよう定期的に点検を行い、安全、快適かつ円滑な道路交通を確保することを目的とする

(出典：県営工事個所別執行状況調他)

(工事の写真)

 <p>件名 西補海漂第301号の2          (国)197号他 道路電気通信施設整備委託業務          執行場所八幡浜土木事務所          道路トンネル非常用装置          受信制御機          電源電圧等の確認          会社名「ミナモト通信株式会社」</p>	 <p>件名 西補海漂第301号の2          (国)197号他 道路電気通信施設整備委託業務          執行場所八幡浜土木事務所          道路トンネル非常用装置          受信制御機          動作確認          会社名「ミナモト通信株式会社」</p>
<p>八幡浜土木事務所 道路トンネル非常用装置 受信制御機 電源電圧等の確認</p>	<p>八幡浜土木事務所 道路情報表示装置 受信制御機 動作確認</p>
 <p>件名 西補海漂第301号の2          (国)197号他 道路電気通信施設整備委託業務          執行場所大峠トンネル          道路トンネル非常用装置          制御装置          送受信信号出力の確認          会社名「ミナモト通信株式会社」</p>	 <p>件名 西補海漂第301号の2          (国)197号他 道路電気通信施設整備委託業務          執行場所大峠トンネル          道路トンネル非常用装置          制御装置          機器本体の清掃等          会社名「ミナモト通信株式会社」</p>
<p>大峠トンネル 道路トンネル非常用装置 制御装置 送受信信号出力の確認</p>	<p>大峠トンネル 道路トンネル非常用装置 制御装置 機器本体の清掃等</p>

(2) 監査の結果及び意見

該当事項はありません。

19. (国) 197号他 道路年間維持工事 (西補海漂第1号の15)

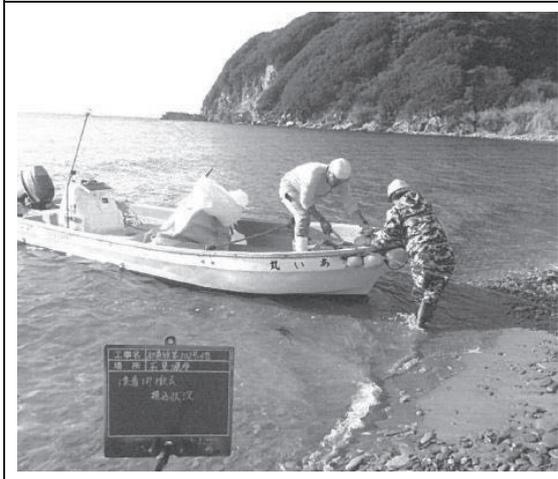
(1) 個別工事の概要

工事名	(国) 197号他 道路年間維持工事
執行機関	八幡浜土木事務所
国庫補助(負担)の有無	<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
補助負担率	—
工事種別	海岸漂着物撤去工事
工事番号	西補海漂第1号の15

位置	西宇和郡伊方町九町
構造物の延長・幅員・面積等	海岸 1.6km
契約方法	随意契約
設計金額	【監査対象】 一千円（当初）、513 千円（最終） 【合併全体】 5,293 千円（当初）、4,044 千円（最終）
予定価格	5,293 千円
請負契約額	【監査対象】 一千円（当初）、510 千円（最終） 【合併全体】 5,258 千円（当初）、4,016 千円（最終）
支出済額	【監査対象】 510 千円 【合併全体】 4,016 千円
起工年月日	令和 5 年 4 月 5 日
完成(予定)年月日	令和 6 年 3 月 21 日
進捗歩合	100%
請負人住所氏名	西宇和郡伊方町 竹場・堀保共同企業体 (代表者 有限会社竹場建設)
入札参加者数・指名業者数	1 者
落札率	99.3%
備考	西道維第 202 号との合併 西河維第 3 号との合併 砂管第 7 号の 3 との合併 西海維第 1 号の 3 との合併 西冬対第 202 号との合併
工事の目的・効果	県が管理する道路、河川、砂防及び海岸施設の安全性の確保

(出典：県営工事個所別執行状況調他)

(工事の写真)

	
<p>石見海岸 海岸漂着物撤去工 着工前</p>	<p>石見海岸 海岸漂着物撤去工 撤去状況</p>
	
<p>石見海岸 海岸漂着物撤去工 漂着物積込状況</p>	<p>石見海岸 海岸漂着物撤去工 漂着物運搬状況</p>

(補足説明)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事内容は、旧伊方町の県管理海岸に漂着したゴミの撤去工事</li> <li>・ 愛媛県地域維持型契約方式実施要領に基づく、維持管理工事のため、公募型指名競争入札であるが、応募者が1者のみのため、同実施要領に基づき随意契約となったもの</li> <li>・ 西道維第202号他との合併経緯</li> </ul> <p>地元要望に迅速に対応できるよう、予算を合併して対応したもの</p>
--

(2) 監査の結果及び意見

該当事項はありません。

20. えひめ森林公園基盤整備工事（森(公)第4号）

(1) 個別工事の概要

工事名	えひめ森林公園基盤整備工事
執行機関	森林整備課
国庫補助（負担）の有無	<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
補助負担率	—
工事種別	えひめ森林公園整備工事
工事番号	森(公)第4号
位置	伊予市上三谷
構造物の延長・幅員・面積等	キャンプ場整備 一式 イベント広場、駐車場整備 一式
契約方法	指名競争入札
設計金額	21,155千円（当初）、23,967千円（最終）
予定価格	21,155千円
請負契約額	19,470千円（当初）、22,057千円（最終）
支出済額	22,057千円
起工年月日	令和5年4月20日
完成(予定)年月日	令和5年12月15日
進捗歩合	100%
請負人住所氏名	伊予市 株式会社伊予ブルドーザー建設
入札参加者数・指名業者数	4者
落札率	92.0%
備考	令和4年度 22,057千円の予算であるが、入札不調及び資材等の高騰による実施設計の精査に不測の日数を要したため、令和5年度に繰り越して22,057千円全額を支出している。
工事の目的・効果	認知度向上と誘客促進を目的としたえひめ森林公園の再整備の一環であり、キャンプサイトの拡張やイベント広場の新設等により利用者の利便性と森林公園の魅力が向上し、来園者の増加が図られる。

(出典：県営工事個所別執行状況調他)

(工事の写真)

	
<p>キャンプ場整備 着工前</p>	<p>キャンプ場整備 完成</p>
	
<p>キャンプ場整備 着工前</p>	<p>キャンプ場整備 完成</p>
	
<p>イベント広場・駐車場整備 着工前</p>	<p>イベント広場・駐車場整備 完成</p>

(県提供写真からサンプルを掲載)

(補足説明)

(指名競争入札採用について)

- ・本工事については、入札後審査型一般競争入札により執行したところ、応札者がなく不調となったため、「愛媛県建設工事指名競争入札実施要領」第2条第3号に基づき、指名競争入札により再度発注したものである。
- ・本工事は、「えひめ森林公園」における施設整備のため特に公共性が高く、その成果は

直接県民の福祉にかかる重要な工事であり、施行にあたっては、不誠実、不信用の業者を排除し、堅実な業者によって確実に施行されることが必要であるため、地方自治法施行令第167条第1号の規定により指名競争入札を採用している。

(2) 監査の結果及び意見

該当事項はありません。

21. 新宮・藤木地区、道場地区 暗渠排水及び付帯その3工事（受注者希望型 ICT モデル工事）（経育新(5)第3号他）

(1) 個別工事の概要

工事名	新宮・藤木地区、道場地区 暗渠排水及び付帯その3工事 (受注者希望型 ICT モデル工事)
執行機関	東予地方局農村整備課
国庫補助（負担）の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
補助負担率	55/100
工事種別	担い手育成基盤整備工事
工事番号	経育新(5)第3号他
位置	西条市小松町新屋敷
構造物の延長・幅員・面積等	暗渠排水 A=1.2ha 区画整理付帯工 一式
契約方法	指名競争入札
設計金額	18,381 千円（当初）、27,962 千円（最終）
予定価格	18,381 千円
請負契約額	18,249 千円（当初）、27,761 千円（最終）
支出済額	27,761 千円
起工年月日	令和5年9月1日
完成(予定)年月日	令和6年9月27日
進捗歩合	100%
請負人住所氏名	西条市 岡崎建設株式会社
入札参加者数・指名業者数	6者
落札率	99.3%
備考	工事期間が会計年度を跨ぐため、令和5年度 7,299 千円の支出、令和6年度 20,462 千円の支出となっている。

工事の目的・効果	区画整理と併せて施工した農道や用排水路の付帯工事、排水不良を改善するための暗渠排水を整備することで、農作業の効率化と水田の汎用化を図り、担い手への農地集積による経営規模の拡大と高収益作物の導入を促進し、農業経営の安定化を図る。
----------	---

(出典：県営工事個所別執行状況調他)

(工事の写真)

	
暗渠排水工 着手前	暗渠排水工 完成
	
暗渠排水工 敷設状況	湧水処理工 敷設状況

(県提供写真からサンプルを掲載)

(補足説明)

<p>(指名競争入札採用について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事については、入札後審査型一般競争入札により執行したところ、応札者がなく入札不調となったため、「愛媛県建設工事指名競争入札実施要領」第2条第3号に基づき、指名競争入札により再度発注したものである。</li> <li>・この工事は、特に公共性が高く、その成果は直接県民の福祉にかかる重要な工事であり、施行にあたっては、不誠実・不信用の業者を排除し、堅実な業者によって確実に施工されることが必要であるので、地方自治法施行令第167条第1号により指名競争入札を採用している。</li> </ul>
---

(2) 監査の結果及び意見

① 工事請負契約書への対応について（意見 46）

工事請負契約書の工事名のところに手書きで「、道場地区」が追記されていました。

県によると、契約当事者双方で確認のうえ追記し、その後、契約書へそれぞれ押印したとのことですが、工事請負契約書を見ても契約当事者双方が契約締結時に確認して対応されたのかどうかはわかりませんでした。そのため、工事請負契約書の工事名のところに「、道場地区」が追記されたことについて、契約当事者双方が確認して工事請負契約書に押印していることが後日であっても明確に理解できるようにして保管しておくことが望ましいです。

具体的には、単に「、道場地区」という文字を追加するのではなく、訂正部分の近くの欄外、若しくはページ上段欄外に、訂正した行と書き加えた字数を「○行目、□字加入」のように記載し、契約当事者双方が契約書に押したものと同一印鑑を用いて押印のうえ保管する方法が考えられます。

22. 由良地区 実証圃整備工事（県単園由（5）第1号）

(1) 個別工事の概要

工事名	由良地区 実証圃整備工事
執行機関	中予地方局農村整備第一課
国庫補助（負担）の有無	<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
補助負担率	—
工事種別	災害に強い園地整備手法確立工事
工事番号	県単園由（5）第1号
位置	松山市由良町
構造物の延長・幅員・面積等	水食防止工 L=34m 作業道路工 L=31m
契約方法	指名競争入札
設計金額	913 千円（当初）、1,200 千円（最終）
予定価格	913 千円
請負契約額	913 千円（当初）、1,200 千円（最終）
支出済額	1,200 千円
起工年月日	令和5年10月4日
完成(予定)年月日	令和6年2月26日
進捗歩合	100%
請負人住所氏名	松山市 有限会社上諏訪土建
入札参加者数・指名業者数	3者

落札率	100.0%
備考	—
工事の目的・効果	「傾斜園地の防災力強化に向けた安価で即効性の高い整備手法」を確立し、国庫補助事業の活用と取組の普及拡大を図る。

(出典：県営工事個所別執行状況調他)

(工事の写真)

<p>着 工 前</p> 	<p>完 成 写 真</p> 
<p>水食防止工 着工前</p>	<p>水食防止工 完成</p>
<p>着 工 前</p> 	<p>完 成 写 真</p> 
<p>作業道路工 着工前</p>	<p>作業道路工 完成</p>

(県提供写真からサンプルを掲載)

(補足説明)

<p>(指名競争入札採用について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事については、「入札・契約制度の概要 (R5 年度～)」に記載されている、設計金額による入札方式の区分に従い、設計金額 1,000 万円未満のため、指名競争入札の対象。</li> <li>・本工事は、特に公共性が高く、その成果は直接県民の福祉にかかわる重要な工事であり、施行に当たっては、不誠実・不信用の業者を排除し、堅実な業者によって確実に実施</li> </ul>
--

されることが必要であるので、地方自治法施行令第 167 条第 1 号の規定により指名競争入札を採用している。

## (2) 監査の結果及び意見

### ① 工事執行伺の管理方法について（意見 47）

工事執行伺は、「愛媛県工事執行事務取扱規程」第 3 条に記載のあるとおり、工事計画の内定後、工事主管課において、実施設計書の決裁のために利用する必要のある公文書ですが、当該文書については、「愛媛県文書管理規程」に基づいて、整理及び保管を行うことが必要になっています。

この点、本工事では、工事執行伺の「完結」にかかる年月日、「分類記号」及び「保存」部分が空欄のままでした。

本来、本工事は、令和 6 年 2 月 26 日に完成しており、最終支払日が令和 6 年 3 月 29 日であったことから、適時に完結文書としての日付の記載を行い、分類番号、保存年数等の記載も行った上で、保管しておくことが望ましいです。

### ② 契約保証について（意見 48）

契約保証金については、「入札・契約制度の概要（R5 年度～）」に従い、当初設計金額 100 万円以上の工事を対象として、保証割合を請負金額の 1/10 以上（低入札工事は、同 3/10 以上）として運用されています。

本工事は、工事期間内において、県と受注者との協議により、作業道路工の線形変更や付帯工事の追加のため、変更後の設計金額が 100 万円を超えることになりましたが、当初設計金額が 100 万円未満であったため、契約保証は不要と判断されたまま変更はありませんでした。

この点、「会計事務の手引き」には「1 件の当初の設計金額が 100 万円未満の工事については、…（中略）…契約の保証は求めない。当該工事の請負代金額を増額変更する場合も、同様に取り扱う」が記載されておりますが、一方「愛媛県工事執行規程」第 7 条（契約保証金）の記載については、「1 件の設計金額が 100 万円以上の工事」とあり、当初設計金額に限定している記載であることが明確になっていません。

そのため、「愛媛県工事執行規程」においても「1 件の当初設計金額が 100 万円以上の工事」として、記載を明確にすることが望ましいです。

### ③ 指名競争入札における入札不着者の取扱いについて（意見 49）

「愛媛県建設工事入札者心得（電子入札用）」では、入札の実施において、「指名を受けた者は、入札書の提出に至るまでは、入札を辞退することができる。」旨の記載があり、入札を辞退する場合には、「入札辞退届」を作成し、入札書提出締切日時までに、持参又は郵送により入札執行者に提出して行うことで、入札予定者が入札へ参加しないという権利が明記されています。また、「入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受け

るものではない。」旨も明記されています。

加えて、ただし書きで、「繰り返し入札を辞退し、入札に参加する意欲がないと認められる者については、この限りでない。」といった入札辞退に対する留意事項も明記されていますが、「入札辞退届」を提出しないで入札へ参加しない不着や欠席に対する対応の明記はありません。

本工事においては、入札に際して不着がありました。県によると、特段のペナルティはなく、入札辞退と同義で、「繰り返し入札を辞退し、入札に参加する意欲がないと認められる者については、この限りでない。」場合として扱う方針とのことでしたが、予め指名業者として登録されている状況から鑑みて、「入札辞退届」を提出しないで入札へ参加しない不着や欠席に対する対応を「愛媛県建設工事入札者心得（電子入札用）」等へ明記するなどして、入札に参加いただく指名業者に対して、入札に対する意思表示を求めることが望ましいです。

#### ④ 高落札率の要因分析について（意見 50）

県によると、落札率の要因分析資料は無いとのこと。一定の閾値を超える落札率となっている入札について、その要因を分析するルールを策定し、課題抽出・改善検討の一連のプロセスを実行することが望ましいです。

### 23. 二神地区 海岸施設維持工事（県単防二（5）第2号）

#### (1) 個別工事の概要

工事名	二神地区 海岸施設維持工事
執行機関	中予地方局農村整備第一課
国庫補助（負担）の有無	<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
補助負担率	—
工事種別	県単独農地防災施設維持管理工事
工事番号	県単防二（5）第2号
位置	松山市二神
構造物の延長・幅員・面積等	崩土撤去工 N=1 式
契約方法	指名競争入札
設計金額	1,254 千円（当初）、1,078 千円（最終）
予定価格	1,254 千円
請負契約額	1,254 千円（当初）、1,078 千円（最終）
支出済額	1,078 千円
起工年月日	令和6年1月25日
完成（予定）年月日	令和6年2月28日
進捗歩合	100%

請負人住所氏名	松山市 瀬戸内建設株式会社
入札参加者数・指名業者数	4 者
落札率	100.0%
備考	—
工事の目的・効果	護岸、天端被覆工の機能回復のため、二神南海岸の崩土撤去を実施し、点検・維持管理等の車両通行に支障が出ないようにするため。(護岸については、補足参照)

(出典：県営工事個所別執行状況調べ)

(工事の写真)

<p style="text-align: center;">着 工 前</p> 	<p style="text-align: center;">完 成 写 真</p> 
崩土撤去工 着工前	崩土撤去工 完成
<p style="text-align: center;">着 工 前</p> 	<p style="text-align: center;">完 成 写 真</p> 
崩土撤去工 着工前	崩土撤去工 完成

(県提供写真からサンプルを掲載)

(補足説明)

<p>(指名競争入札採用について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事については、「入札・契約制度の概要 (R5 年度～)」に記載されている、設計金額による入札方式の区分に従い、設計金額 1,000 万円未満のため、指名競争入札の対象。</li> <li>・本工事は、特に公共性が高く、その成果は直接県民の福祉にかかわる重要な工事であり、</li> </ul>
--

施行に当たっては、不誠実・不信用の業者を排除し、堅実な業者によって確実に実施されることが必要であるので、地方自治法施行令第 167 条第 1 号の規定により指名競争入札を採用している。

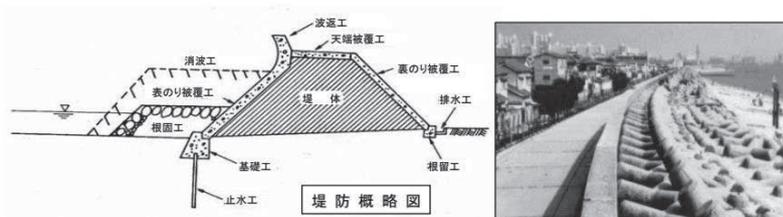
(護岸について)

ていぼう

**【堤防】**

堤防は、土を盛り上げて小山をつくり、この表面をコンクリートなどでコーティングした構造物(施設)をいう。

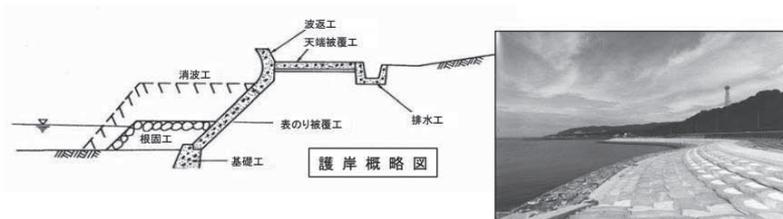
堤防は、高潮や波浪、さらには津波が陸上部に侵入してこないようにつくられる構造物で、また、波の力で海岸が削られることから防いでいる。



ご かん

**【護岸】**

護岸は、つくられる目的は堤防と同じであるが、堤防のように新たに小山を築くのではなく、今ある海岸線をコンクリートなどでコーティングしたものをいう。



(護岸の説明については、出典：国土交通省 用語の解説より)

(2) 監査の結果及び意見

① 工事執行何の管理方法について (意見 51)

工事執行何は、「愛媛県工事執行事務取扱規程」第 3 条に記載のあるとおり、工事計画の内定後、工事主管課において、実施設計書の決裁のために利用する必要のある公文書ですが、当該文書については、「愛媛県文書管理規程」に基づいて、整理及び保管を行うことが必要になっています。

この点、本工事では、工事執行何の「完結」にかかる年月日、「分類記号」及び「保存」部分が空欄のままでした。

本来、本工事は、令和 6 年 2 月 28 日に完成しており、最終支払日が令和 6 年 3 月 29 日であったことから、適時に完結文書としての日付の記載を行い、分類番号、保存年数等の記載も行った上で、保管しておくことが望ましいです。

② 指名競争入札における入札不着者の取扱いについて (意見 52)

「愛媛県建設工事入札者心得 (電子入札用)」では、入札の実施において、「指名を受けた者は、入札書の提出に至るまでは、入札を辞退することができる。」旨の記載があり、入札を辞退する場合には、「入札辞退届」を作成し、入札書提出締切日時までに、持参又は郵送により入札執行者に提出して行うことで、入札予定者が入札へ参加しないという権利が明記されています。また、「入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受け

るものではない。」旨も明記されています。

加えて、ただし書きで、「繰り返し入札を辞退し、入札に参加する意欲がないと認められる者については、この限りでない。」といった入札辞退に対する留意事項も明記されていますが、「入札辞退届」を提出しないで入札へ参加しない不着や欠席に対する対応の明記はありません。

本工事においては、入札に際して不着がありました。県によると、特段のペナルティはなく、入札辞退と同義で、「繰り返し入札を辞退し、入札に参加する意欲がないと認められる者については、この限りでない。」場合として扱う方針とのことでしたが、予め指名業者として登録されている状況から鑑みて、「入札辞退届」を提出しないで入札へ参加しない不着や欠席に対する対応を「愛媛県建設工事入札者心得（電子入札用）」等へ明記するなどして、入札に参加いただく指名業者に対して、入札に対する意思表示を求めることが望ましいです。

### ③ 高落札率の要因分析について（意見 53）

県によると、落札率の要因分析資料は無いとのこと。一定の閾値を超える落札率となっている入札について、その要因を分析するルールを策定し、課題抽出・改善検討の一連のプロセスを実行することが望ましいです。

## 24. 南吉井地区 北野田区画整理（その1）工事（機構関南吉（4）第2号）

### (1) 個別工事の概要

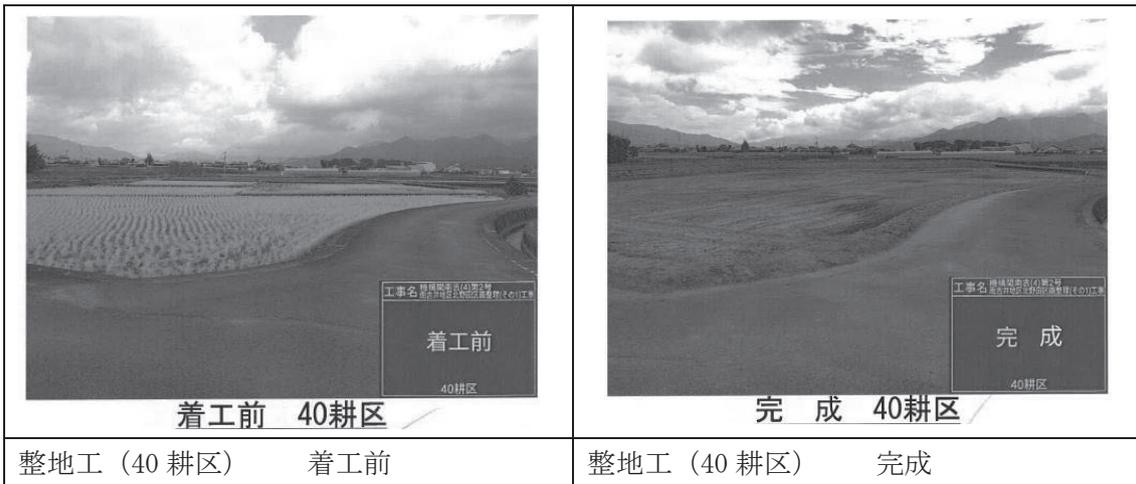
工事名	南吉井地区 北野田区画整理（その1）工事
執行機関	中予地方局農村整備第二課
国庫補助（負担）の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
補助負担率	62.5/100
工事種別	農地中間管理機構関連農地整備工事
工事番号	機構関南吉（4）第2号
位置	東温市北野田
構造物の延長・幅員・面積等	整地工 A=0.6ha 道路工 L=153m 用水路工 L=151m 排水路工 L=154m
契約方法	指名競争入札
設計金額	32,164千円（当初）、36,883千円（最終）
予定価格	32,164千円
請負契約額	32,164千円（当初）、36,883千円（最終）
支出済額	36,883千円
起工年月日	令和4年12月2日

完成(予定)年月日	令和5年9月25日
進捗歩合	100%
請負人住所氏名	松山市 株式会社青井建設
入札参加者数・指名業者数	6者
落札率	100.0%
備考	工事期間が会計年度を跨ぐため、令和4年度 12,865千円の支出、令和5年度 24,018千円の支出となっている。
工事の目的・効果	本地区は、小規模農家により水稻を中心に麦などの生産に取り組んできたが、農家の高齢化や担い手不足により、農地の保全管理が厳しい状況にあるのに加え、小区画の農地、未整備の道路、複雑な用排水路等が農業経営の効率化に悪影響を及ぼし、営農法人を中心とした担い手の新たな営農展開の阻害要因となっている。このため、本事業により水田の区画整理を行い、農地中間管理機構による営農法人中心の担い手への農地集積・集約化を促進するとともに、高収益作物の生産規模拡大を進め、担い手の収益増大につなげることにより、競争力の強い産地としての育成を図る。

(出典：県営工事個所別執行状況調他)

(工事の写真)

 <p>着工前 41耕区</p>	 <p>完成 41耕区</p>
整地工 (41 耕区) 着工前	整地工 (41 耕区) 完成



（県提供写真からサンプルを掲載）

（補足説明）

（指名競争入札採用について）

- ・本工事については、入札後審査型一般競争入札により執行したところ、応札者がなく不調となったため、「愛媛県建設工事指名競争入札実施要領」第2条第3号に基づき、指名競争入札により再度発注したものである。
- ・本工事は、特に公共性が高く、その成果は直接県民の福祉にかかわる重要な工事であり、施行に当たっては、不誠実・不信用の業者を排除し、堅実な業者によって確実に施工されることが必要であるので、地方自治法施行令第167条第1号の規定により指名競争入札を採用している。

(2) 監査の結果及び意見

① 工事執行伺の管理方法について（意見 54）

工事執行伺は、「愛媛県工事執行事務取扱規程」第3条に記載のあるとおり、工事計画の内定後、工事主管課において、実施設計書の決裁のために利用する必要のある公文書ですが、当該文書については、「愛媛県文書管理規程」に基づいて、整理及び保管を行うことが必要になっています。

この点、本工事では、工事執行伺の「完結」にかかる年月日、「分類記号」及び「保存」部分が空欄のままでした。

本来、本工事は、令和5年9月25日に完成しており、最終支払日が令和5年11月7日であったことから、適時に完結文書としての日付の記載を行い、分類番号、保存年数等の記載も行った上で、保管しておくことが望ましいです。

② 指名競争入札における入札不着者の取扱いについて（意見 55）

「愛媛県建設工事入札者心得（電子入札用）」では、入札の実施において、「指名を受けた者

は、入札書の提出に至るまでは、入札を辞退することができる。」旨の記載があり、入札を辞退する場合には、「入札辞退届」を作成し、入札書提出締切日時までに、持参又は郵送により入札執行者に提出して行うことで、入札予定者が入札へ参加しないという権利が明記されています。また、「入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。」旨も明記されています。

加えて、ただし書きで、「繰り返し入札を辞退し、入札に参加する意欲がないと認められる者については、この限りでない。」といった入札辞退に対する留意事項も明記されていますが、「入札辞退届」を提出しないで入札へ参加しない不着や欠席に対する対応の明記はありません。

本工事においては、入札に際して不着がありました。県によると、特段のペナルティはなく、入札辞退と同義で、「繰り返し入札を辞退し、入札に参加する意欲がないと認められる者については、この限りでない。」場合として扱う方針とのことでしたが、予め指名業者として登録されている状況から鑑みて、「入札辞退届」を提出しないで入札へ参加しない不着や欠席に対する対応を「愛媛県建設工事入札者心得（電子入札用）」等へ明記するなどして、入札に参加いただく指名業者に対して、入札に対する意思表示を求めることが望ましいです。

### ③ 高落札率の要因分析について（意見 56）

県によると、落札率の要因分析資料は無いとのこと。一定の閾値を超える落札率となっている入札について、その要因を分析するルールを策定し、課題抽出・改善検討の一連のプロセスを実行することが望ましいです。

## 25. 関地池地区 用水路改修工事（水保関（4）第4号）

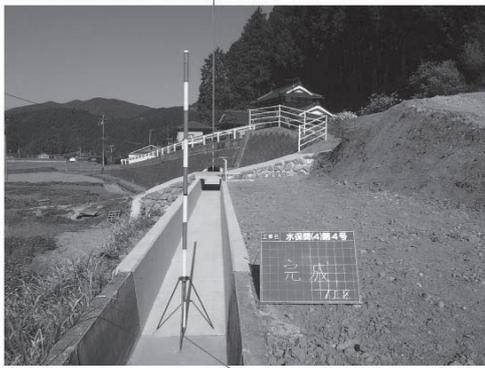
### (1) 個別工事の概要

工事名	関地池地区 用水路改修工事
執行機関	八幡浜支局農村整備第一課
国庫補助（負担）の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
補助負担率	55/100
工事種別	水路改修工事
工事番号	水保関（4）第4号
位置	西予市宇和町信里、伊延、河内、瀬戸
構造物の延長・幅員・面積等	分土工 N=4箇所 用水路更新工 L=320.7m
契約方法	指名競争入札
設計金額	28,501千円（当初）、37,314千円（最終）
予定価格	28,501千円
請負契約額	27,610千円（当初）、36,147千円（最終）

支出済額	36,147千円
起工年月日	令和4年11月9日
完成(予定)年月日	令和6年1月31日
進捗歩合	100%
請負人住所氏名	西予市 株式会社大塚組
入札参加者数・指名業者数	4者
落札率	96.9%
備考	4年度から5年度へ17,107千円繰越、5年度予算8,000千円工事期間が会計年度を跨ぐため、令和4年度11,040千円の支出、令和5年度25,107千円(中間前金払5,520千円、精算19,587千円)の支出となっている。
工事の目的・効果	施設等整備後50年余り経過しており、施設や設備が老朽化している。このため、水管理の省力化・効率化を実現する農業用排水施設の補修及び改修を行い、農地利用の流動化を促進させ、担い手の育成を図り、本地域の農業競争力の強化を図る。

(出典：県営工事個所別執行状況調べ)

(工事の写真)

 <p>西1工区 着工前</p> <p>U型水路部 起点側から</p>	 <p>SP105.0</p> <p>水田区画4号</p> <p>完成 7.1.2</p> <p>SP85.0</p>
<p>水路改修 着工前</p>	<p>水路改修 完成</p>

 <p>西C分水工 着工前</p> <p>市道側から</p>	 <p>完成</p>
<p>水路改修（分水工） 着工前</p>	<p>水路改修（分水工） 完成</p>
 <p>西12-3工区 着工前</p> <p>SP641.7～SP675.2 起点側から</p>	 <p>完成</p> <p>SP641.7</p> <p>SP675.2</p> <p>SP660.0</p>
<p>水路改修 着工前</p>	<p>水路改修 完成</p>

(県提供写真からサンプルを掲載)

(補足説明)

<p>(指名競争入札採用について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事については、入札後審査型一般競争入札により執行したところ、応札者がなく不調となったため、「愛媛県建設工事指名競争入札実施要領」第2条第3号に基づき、指名競争入札により再度発注したものである。</li> <li>・本工事は、特に公共性が高く、その成果は直接県民の福祉にかかわる重要な工事であり、施行に当たっては、不誠実・不信用の業者を排除し、堅実な業者によって確実に実施されることが必要であるので、地方自治法施行令第167条第1号の規定により指名競争入札を採用している。</li> </ul>
--

(2) 監査の結果及び意見

① 工事執行何の管理方法について (意見 57)

工事執行何は、「愛媛県工事執行事務取扱規程」第3条に記載のあるとおり、工事計画の内定後、工事主管課において、実施設計書の決裁のために利用する必要のある公文書ですが、当

該文書については、「愛媛県文書管理規程」に基づいて、整理及び保管を行うことが必要になっています。

この点、本工事では、工事執行伺の「完結」にかかる年月日、「分類記号」及び「保存」部分が空欄のままでした。

本来、本工事は、令和6年1月31日に完成しており、最終支払日が令和6年3月22日であったことから、適時に完結文書としての日付の記載を行い、分類番号、保存年数等の記載も行った上で、保管しておくことが望ましいです。

## ② 下請負予定届出書における下請負予定額の未記入について（意見 58）

工事請負契約約款によれば、現場代理人の権限の重要性に鑑みて、契約後すみやかに「現場代理人、主任（監理）技術者等について（通知）」を作成し、発注者へ通知することとなっており、当該作成にあわせて受注者は「下請負予定届出書」を添付することになっていますが、この「下請負予定届出書」において、下請負予定額の記載欄が空欄になっていました。

本来は、下請契約の合計額により、工事現場に配置すべき技術者として、主任技術者に加え、監理技術者の配置の可否を確認することになるため、当該下請負予定額欄の記載は必要でしたが、本工事においては、当初請負金額が2,761万円であり、監理技術者の配置が必要となる下請契約の総額が4,500万円未満であったことから、配置技術者の資格は「主任技術者」と容易に判断できたため、未記入のまま受け取ったとのことでした。

本工事のように発注者の方で容易に状況が確認できたとしても、本来の事務手続きとしては、受注者が適切に対応すべき事項であるため、発注者としてはその旨を適切に説明して、下請負予定額の記載欄が空欄のまま保管されることがないようにすることが望ましいです。

## ③ 高落札率の要因分析について（意見 59）

県によると、落札率の要因分析資料は無いとのことでした。一定の閾値を超える落札率となっている入札について、その要因を分析するルールを策定し、課題抽出・改善検討の一連のプロセスを実行することが望ましいです。

### 26. 高の平地区 畑地かんがい施設改修（その4）工事（育畑高（5）第2号）

#### (1) 個別工事の概要

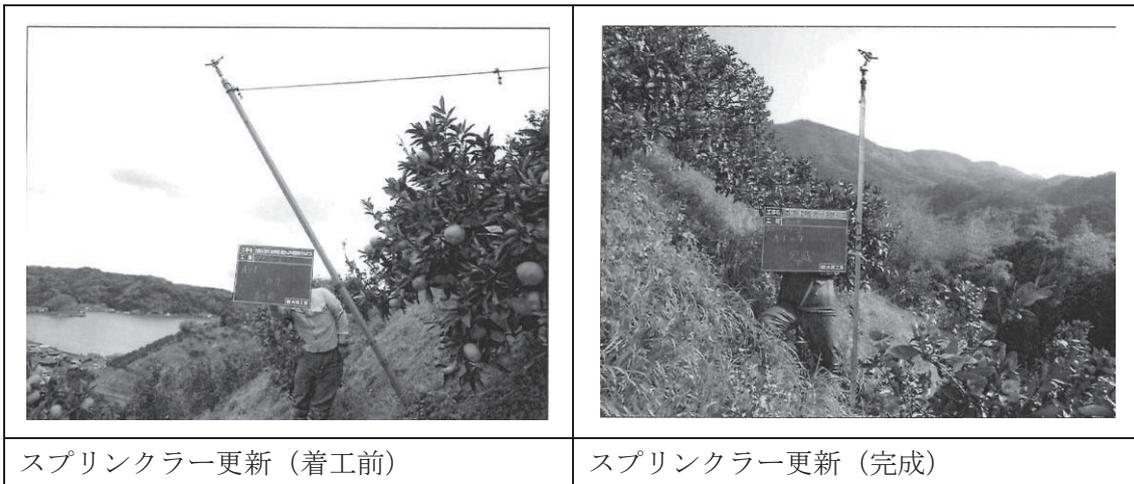
工事名	高の平地区 畑地かんがい施設改修（その4）工事
執行機関	南予地方局農村整備課
国庫補助（負担）の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
補助負担率	55/100
工事種別	担い手育成基盤整備工事
工事番号	育畑高（5）第2号
位置	宇和島市吉田町白浦

構造物の延長・幅員・面積等	散水線 N=48 ブロック
契約方法	指名競争入札
設計金額	39,171 千円（当初）、44,237 千円（最終）
予定価格	39,171 千円
請負契約額	35,420 千円（当初）、40,000 千円（最終）
支出済額	40,000 千円
起工年月日	令和 5 年 10 月 17 日
完成(予定)年月日	令和 6 年 3 月 18 日
進捗歩合	100%
請負人住所氏名	松山市 株式会社大西工業
入札参加者数・指名業者数	5 者
落札率	90.4%
備考	—
工事の目的・効果	当地区の畑地かんがい施設は、整備後約 25 年が経過し、老朽化が進んでおり、適正な防除、かん水を継続するための農家負担が大きくなっていることから、本工事により末端散水施設を更新し安定した用水供給体制を整えることにより、農業経営基盤を強化し、地区内の担い手の育成を促進することで優良産地の継続的發展を図る。

（出典：県営工事個所別執行状況調べ）

（工事の写真）

	
電磁弁更新（着工前）	電磁弁更新（完成）



（県提供写真からサンプルを掲載）

（補足説明）

（指名競争入札採用について）

- ・本工事については、入札後審査型一般競争入札により執行したところ、応札者がなく不調となったため、「愛媛県建設工事指名競争入札実施要領」第2条第3号に基づき、指名競争入札により再度発注したものである。
- ・本工事は、特に公共性が高く、その成果は直接県民の福祉にかかわる重要な工事であり、施行に当たっては、不誠実・不信用の業者を排除し、堅実な業者によって確実に実施されることが必要であるので、地方自治法施行令第167条第1号の規定により指名競争入札を採用している。

(2) 監査の結果及び意見

① 工事完成図書に関するチェックリストの様式について（意見 60）

工事完成図書に関するチェックリストについては、監査対象期間に対応する「土木工事施工管理マニュアル」（令和5年2月）に記載されている様式よりも古い様式を採用していました。

現行のマニュアルと照らして確認してもらったところ、不備はありませんでしたが、法令やルール等変更になることもあるため、最新のチェックリストを利用してチェックすることが望ましいです。

② 工事執行伺の管理方法について（意見 61）

工事執行伺は、「愛媛県工事執行事務取扱規程」第3条に記載のあるとおり、工事計画の内定後、工事主管課において、実施設計書の決裁のために利用する必要のある公文書ですが、当該文書については、「愛媛県文書管理規程」に基づいて、整理及び保管を行うことが必要になっています。

この点、本工事では、工事執行伺の「完結」にかかる年月日、「分類記号」及び「保存」部分

が空欄のままでした。

本来、本工事は、令和6年3月18日に完成しており、最終支払日が令和6年4月23日であったことから、適時に完結文書としての日付の記載を行い、分類番号、保存年数等の記載も行った上で、保管しておくことが望ましいです。

### ③ 入札辞退届の傾向分析について（意見 62）

本工事においては、入札参加者5者のうち、入札辞退者が2者存在していました。県としては、本工事が傾斜地における管工事であるという特殊性及び営農中のかんきつ園地内における施工という各所において地元調整が必要な工事であることが関係していると推測してはいますが、具体的に入札辞退届の傾向分析までは実施できていません。

1者応札や入札不調といった入札での課題や原因を把握し対応するため、また、発注機関となる県にとっては入札辞退された場合に、想定した業務スケジュールが大きくずれ込んでしまうといったリスクも考慮して、入札辞退届の傾向分析について実施することが望ましいです。

### ④ 入札参加資格条件等決定書の審査実施者の記載漏れについて（意見 63）

入札参加資格の設定等については、入札参加資格条件等決定書を作成し、設計金額に応じて、「地方機関業者選定等検討委員会要綱（準則）」等の規程を定め、適切に運用されていますが、審査実施後の文書として、入札参加資格条件等決定書を保存する際に、審査実施機関のみ記載し、審査実施者の氏名が未記載のまま保存されていました。

審査の実施状況が確認できる重要な書類であるため、完全な形で保管することが望ましいです。

## 27. 中山地区 中山池耐震対策(その1)工事（震ため中（5）第2号）

### (1) 個別工事の概要

工事名	中山地区 中山池耐震対策(その1)工事
執行機関	南予地方局農村整備課
国庫補助（負担）の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
補助負担率	55/100
工事種別	ため池地震防災対策工事
工事番号	震ため中（5）第2号
位置	宇和島市三間町黒井地
構造物の延長・幅員・面積等	地盤改良工 V=2,001m <sup>3</sup>
契約方法	指名競争入札
設計金額	31,911千円（当初）、34,953千円（最終）
予定価格	31,911千円

請負契約額	31,900 千円（当初）、34,940 千円（最終）
支出済額	34,940 千円
起工年月日	令和 5 年 11 月 16 日
完成(予定)年月日	令和 6 年 3 月 22 日
進捗歩合	100%
請負人住所氏名	北宇和郡松野町 金谷建設合名会社
入札参加者数・指名業者数	13 者
落札率	100.0%
備考	令和 4 年度から令和 5 年度への繰越予算のため、令和 5 年度に 34,940 千円全額を支出している。
工事の目的・効果	堤体下流部を地盤改良し、ため池の耐震化整備を実施することで、南海トラフ地震等の地震時における下流の農地、民家等への被害を未然に防止する。

（出典：県営工事個所別執行状況調他）

（工事の写真）

 <p style="text-align: center;">着工前</p>	 <p style="text-align: center;">完 成</p>
堤体下流地盤改良（着工前）	堤体下流地盤改良（完成）

（補足説明）

（指名競争入札採用について）

- ・本工事については、入札後審査型一般競争入札により執行したところ、応札者がなく不調となったため、「愛媛県建設工事指名競争入札実施要領」第 2 条第 3 号に基づき、指名競争入札により再度発注したものである。
- ・本工事は、特に公共性が高く、その成果は直接県民の福祉にかかわる重要な工事であり、施行に当たっては、不誠実・不信用の業者を排除し、堅実な業者によって確実に施工されることが必要であるので、地方自治法施行令第 167 条第 1 号の規定により指名競争入札を採用している。

(2) 監査の結果及び意見

① 「下請施行について（通知）」チェックリストの様式について（意見 64）

県によると、「下請施行について（通知）」チェックリストは、監督員が作成し、起案者及び決裁者が必要に応じて赤ペン等でチェックする体制が整備され、運用できています。

この点、同チェックリストのチェック内容には、下請工事の契約金額や下請契約の合計額を基準として、下請業者の主任技術者が専任となっているかどうかや元請業者が特定建設業の許可を有しているか、また、元請業者は監理技術者を配置しているかどうかを確認する項目がありますが、この判断基準となる金額は、令和 5 年 1 月に改正されており、当該新様式を採用することなく、旧様式を使用していました。

結果として、下請契約額が約 12 百万円であるため、問題はありませんでしたが、法令やルール等変更になることもあるため、最新のチェックリストを利用してチェックすることが望ましいです。

② 工事執行伺の管理方法について（意見 65）

工事執行伺は、「愛媛県工事執行事務取扱規程」第 3 条に記載のあるとおり、工事計画の内定後、工事主管課において、実施設計書の決裁のために利用する必要のある公文書ですが、当該文書については、「愛媛県文書管理規程」に基づいて、整理及び保管を行うことが必要になっています。

この点、本工事では、工事執行伺の「完結」にかかる年月日、「分類記号」及び「保存」部分が空欄のままでした。

本来、本工事は、令和 6 年 3 月 22 日に完成しており、最終支払日が令和 6 年 4 月 23 日であったことから、適時に完結文書としての日付の記載を行い、分類番号、保存年数等の記載も行った上で、保管しておくことが望ましいです。

③ 入札参加資格条件等決定書の審査実施者の記載漏れについて（意見 66）

入札参加資格の設定等については、入札参加資格条件等決定書を作成し、設計金額に応じて、「地方機関業者選定等検討委員会要綱（準則）」等の規程を定め、適切に運用されていますが、審査実施後の文書として、入札参加資格条件等決定書を保存する際に、審査実施機関のみ記載し、審査実施者の氏名が未記載のまま保存されていました。

審査の実施状況が確認できる重要な書類であるため、完全な形で保管することが望ましいです。

④ 入札辞退届の傾向分析について（意見 67）

本工事においては、入札参加者 13 者のうち、入札辞退者が 12 者存在していました。県としては、業者の手持ち工事数や技術員数等が関係していると推測してはいますが、具体的

に入札辞退届の傾向分析までは実施できていません。

1 者応札や入札不調といった入札での課題や原因を把握し対応するため、また、発注機関となる県にとっては入札辞退された場合に、想定した業務スケジュールが大きくずれ込んでしまうといったリスクも考慮して、入札辞退届の傾向分析について実施することが望ましいです。

#### ⑤ 高落札率の要因分析について（意見 68）

県によると、落札率の要因分析資料は無いとのこと。一定の閾値を超える落札率となっている入札について、その要因を分析するルールを策定し、課題抽出・改善検討の一連のプロセスを実行することが望ましいです。

### 28. 桜地区 桜堰付帯工事（受注者希望型 ICT モデル工事）（河応桜（5）第3号）

#### (1) 個別工事の概要

工事名	桜地区 桜堰付帯工事（受注者希望型 ICT モデル工事）
執行機関	南予地方局農村整備課
国庫補助（負担）の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
補助負担率	55/100
工事種別	農業水利施設防災対策工事
工事番号	河応桜（5）第3号
位置	宇和島市三間町務田
構造物の延長・幅員・面積等	仮排水路工 1 式 護床ブロック製作 N=125 個
契約方法	指名競争入札
設計金額	48,642 千円（当初）、31,015 千円（最終）
予定価格	48,642 千円
請負契約額	48,620 千円（当初）、31,000 千円（最終）
支出済額	31,000 千円
起工年月日	令和 5 年 10 月 28 日
完成（予定）年月日	令和 6 年 3 月 22 日
進捗歩合	100%
請負人住所氏名	北宇和郡松野町 株式会社松野建設
入札参加者数・指名業者数	8 者
落札率	100.0%
備考	令和 4 年度から令和 5 年度への繰越予算のため、令和 5 年度に 31,000 千円全額を支出している。

工事の目的・効果	現行河川管理施設等構造令の基準を満足した頭首工堰に全面改修することにより、当該堰周辺における洪水時の危険性を低減することを目的とする。なお、本工事は堰本体工事前の仮設工として、河川流水を迂回させるための仮排水路と現場内へ重機等を入れるための仮設道路の施工及び護床ブロック製作を実施している。
----------	---

(出典：県営工事個所別執行状況調他)

(工事の写真)

 <p style="text-align: center;">着工前 仮排水路</p>	 <p style="text-align: center;">完成 SP0-3.48~SP40</p>
仮排水路(着工前)	仮排水路(完成)

(補足説明)

<p>(指名競争入札採用について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事については、入札後審査型一般競争入札により執行したところ、応札者がなく不調となったため、「愛媛県建設工事指名競争入札実施要領」第2条第3号に基づき、指名競争入札により再度発注したものである。</li> <li>・本工事は、特に公共性が高く、その成果は直接県民の福祉にかかわる重要な工事であり、施行に当たっては、不誠実・不信用の業者を排除し、堅実な業者によって確実に施工されることが必要であるので、地方自治法施行令第167条第1号の規定により指名競争入札を採用している。</li> </ul>
--

(2) 監査の結果及び意見

① 「工事履行報告書」について (意見 69)

本工事においては、工事請負契約書の約款第11条において、「受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。」と定められているため、「工事履行報告書」を用いて、工事受注者から県へ毎月報告がなされていますが、2月の予定工程91.1%のところ、実施工程27.8%であり、予定している進捗との差が大きい状況にありました。

これは、もともと借地予定地権者への工事同意を得ていたものの、工事着手時の地権者への説明の際に工事の施工方法に疑義が生じたため、再度同意を得るために不測の日数を要し、工事に遅れが生じたことが主たる原因とのことです。

県としては、監督員の立場として、工事範囲見直し後の工事指示書の数量による進捗管理を別途行っていたとのことですが、そもそも工事範囲の見直しに合わせて、工事履行報告書を作成し直し、適切な進捗管理を確認したうえで資料として保存する必要があると考えます。

## ② 工事執行伺の管理方法について（意見 70）

工事執行伺は、「愛媛県工事執行事務取扱規程」第 3 条に記載のあるとおり、工事計画の内定後、工事主管課において、実施設計書の決裁のために利用する必要のある公文書ですが、当該文書については、「愛媛県文書管理規程」に基づいて、整理及び保管を行うことが必要になっています。

この点、本工事では、工事執行伺の「完結」にかかる年月日、「分類記号」及び「保存」部分が空欄のままでした。

本来、本工事は、令和 6 年 3 月 22 日に完成しており、最終支払日が令和 6 年 4 月 23 日であったことから、適時に完結文書としての日付の記載を行い、分類番号、保存年数等の記載も行った上で、保管しておくことが望ましいです。

## ③ 入札参加資格条件等決定書の審査実施者の記載漏れについて（意見 71）

入札参加資格の設定等については、入札参加資格条件等決定書を作成し、設計金額に応じて、「地方機関業者選定等検討委員会要綱（準則）」等の規程を定め、適切に運用されていますが、審査実施後の文書として、入札参加資格条件等決定書を保存する際に、審査実施機関のみ記載し、審査実施者の氏名が未記載のまま保存されていました。

審査の実施状況が確認できる重要な書類であるため、完全な形で保管することが望ましいです。

## ④ 入札辞退届の傾向分析について（意見 72）

本工事においては、入札参加者 8 者のうち、入札辞退者が 6 者、不着者が 1 者という状況でした。

県としては、業者の手持ち工事数や技術員数等が関係していると推測してはいますが、具体的に入札辞退届の傾向分析までは実施できていません。

1 者応札や入札不調といった入札での課題や原因を把握し対応するため、また、発注機関となる県にとっては入札辞退された場合に、想定した業務スケジュールが大きくずれ込んでしまうといったリスクも考慮して、入札辞退届の傾向分析について実施することが望ましいです。

⑤ 指名競争入札における入札不着者の取扱いについて（意見 73）

「愛媛県建設工事入札者心得（電子入札用）」では、入札の実施において、「指名を受けた者は、入札書の提出に至るまでは、入札を辞退することができる。」旨の記載があり、入札を辞退する場合には、「入札辞退届」を作成し、入札書提出締切日時までに、持参又は郵送により入札執行者に提出して行うことで、入札予定者が入札へ参加しないという権利が明記されています。また、「入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。」旨も明記されています。

加えて、ただし書きで、「繰り返し入札を辞退し、入札に参加する意欲がないと認められる者については、この限りでない。」といった入札辞退に対する留意事項も明記されていますが、「入札辞退届」を提出しないで入札へ参加しない不着や欠席に対する対応の明記はありません。

本工事においては、入札に際して不着がありました。県によると、特段のペナルティはなく、入札辞退と同義で、「繰り返し入札を辞退し、入札に参加する意欲がないと認められる者については、この限りでない。」場合として扱う方針とのことでしたが、予め指名業者として登録されている状況から鑑みて、「入札辞退届」を提出しないで入札へ参加しない不着や欠席に対する対応を「愛媛県建設工事入札者心得（電子入札用）」等へ明記するなどして、入札に参加いただく指名業者に対して、入札に対する意思表示を求めることが望ましいです。

⑥ 高落札率の要因分析について（意見 74）

県によると、落札率の要因分析資料は無いとのこと。一定の閾値を超える落札率となっている入札について、その要因を分析するルールを策定し、課題抽出・改善検討の一連のプロセスを実行することが望ましいです。

29. （国）197号他 道路年間維持工事（西安緊第201号）

(1) 個別工事の概要

工事名	（国）197号他 道路年間維持工事
執行機関	八幡浜土木事務所
国庫補助（負担）の有無	<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
補助負担率	—
工事種別	土木施設安全対策緊急工事
工事番号	西安緊第201号
位置	西宇和郡伊方町三崎他
構造物の延長・幅員・面積等	道路維持工事 N=1式 河川砂防海岸維持工事 N=1式 冬期路面对策工事 N=1式
契約方法	随意契約

設計金額	【監査対象】 一千円（当初）、3,548千円（最終） 【合併全体】 8,429千円（当初）、18,681千円（最終）
予定価格	8,429千円
請負契約額	【監査対象】 一千円（当初）、3,518千円（最終） 【合併全体】 8,360千円（当初）、18,527千円（最終）
支出済額	【監査対象】 3,518千円 【合併全体】 18,527千円
起工年月日	令和5年4月1日
完成(予定)年月日	令和6年3月21日
進捗歩合	100%
請負人住所氏名	西宇和郡伊方町 藤川・三崎・末光共同企業体 (代表者 藤川建設有限会社)
入札参加者数・指名業者数	1者
落札率	99.2%
備考	西道維第203号との合併 西河維第4号との合併 砂管第7号の4との合併 西海維第1号の4との合併 西冬対第203号との合併
工事の目的・効果	県が管理する道路、河川、砂防及び海岸施設の安全性の確保

(出典：県営工事個所別執行状況調他)

(工事の写真)

	
脇田川 底張工 着工前	脇田川 底張工 掘削状況



(補足説明)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事内容は、旧瀬戸町、旧三崎町の砂防施設の修繕工事</li> <li>・ 愛媛県地域維持型契約方式実施要領に基づく、維持管理工事のため、公募型指名競争入札であるが、応募者が1者のみのため、同実施要領に基づき随意契約となったもの</li> <li>・ 西道維第203号他との合併経緯</li> </ul> <p>早期の修繕に対応できるように、予算を合併して対応したもの</p>
--

(2) 監査の結果及び意見

該当事項はありません。

30. (急) 津野浦地区 土木施設安全対策緊急工事 (北安緊第201号)

(1) 個別工事の概要

工事名	(急) 津野浦地区 土木施設安全対策緊急工事
執行機関	南予地方局建設部
国庫補助(負担)の有無	<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
補助負担率	—
工事種別	土木施設安全対策緊急工事
工事番号	北安緊第201号
位置	宇和島市遊子
構造物の延長・幅員・面積等	施工延長 L=64.8m 落石防護柵工 L=64.8m
契約方法	指名競争入札
設計金額	【監査対象】 12,718千円(当初) 19,000千円(最終) 【合併全体】 12,718千円(当初) 19,085千円(最終)

予定価格	12,718 千円
請負契約額	【監査対象】 11,627 千円 (当初) 17,369 千円 (最終) 【合併全体】 11,627 千円 (当初) 17,447 千円 (最終)
支出済額	【監査対象】 17,369 千円 【合併全体】 17,447 千円
起工年月日	令和 5 年 8 月 29 日
完成(予定)年月日	令和 6 年 3 月 14 日
進捗歩合	100%
請負人住所氏名	宇和島市 株式会社入江組
入札参加者数・指名業者数	6 者
落札率	91.4%
備考	北施砂第 108 号の 1 との合併
工事の目的・効果	施設点検における要対策箇所を解消するため。

(出典：県営工事個所別執行状況調他)

(工事の写真)

	
着工前	完成
	
着工前	完成

(県提供写真からサンプルを掲載)

(補足説明)

(指名競争入札採用について)

- ・本工事については、「愛媛県建設工事指名競争入札実施要領」第2条第2号に基づき、設計金額3千万円未満の防災対策工事として指名競争入札を採用したものである。
- ・この工事は公共性が高く、その成果は直接県民の福祉にかかわる関連性が強いいため、施行に当っては、堅実且つ信用の有る業者によって施行されることが必要であると考えられるから地方自治法施行令第167条第1号により指名競争入札を採用している。

(本工事を合併工事とした背景及び合理性について)

- ・本工事は砂防施設の改修工事であり、現地着手後、不可視部分に当初想定していない増工が発生したことから緊急の対応が必要となり、管内の砂防施設を整備する事業である砂防施設整備事業と合併し、箇所の完成を図ったものとなっている。

## (2) 監査の結果及び意見

### ① 工事執行伺の決裁日付記載漏れについて (意見 75)

工事執行伺は、「愛媛県工事執行事務取扱規程」第3条に記載のあるとおり、工事計画の内定後、工事主管課において、実施設計書の決裁のために利用する必要のある公文書ですが、当該文書については、「愛媛県文書管理規程」に基づいて、整理及び保管を行うことが必要になっています。

この点、本工事では、工事執行伺の「決裁」にかかる日付部分が空欄のままでした。

本来、本工事は、別冊設計書の決裁後、適時に決裁日付の記載を行い、整理保管しておくことが望ましいです。

### ② 工事執行伺の管理方法について (意見 76)

工事執行伺は、「愛媛県工事執行事務取扱規程」第3条に記載のあるとおり、工事計画の内定後、工事主管課において、実施設計書の決裁のために利用する必要のある公文書ですが、当該文書については、「愛媛県文書管理規程」に基づいて、整理及び保管を行うことが必要になっています。

この点、本工事では、工事執行伺の「完結」にかかる年月日、「分類記号」及び「保存」部分が空欄のままでした。

本来、本工事は、令和6年3月14日に完成しており、最終支払日が令和6年4月23日であったことから、適時に完結文書としての日付の記載を行い、分類番号、保存年数等の記載も行った上で、保管しておくことが望ましいです。

### ③ 入札参加資格条件等決定書の審査実施者の記載漏れについて (意見 77)

入札参加資格の設定等については、入札参加資格条件等決定書を作成し、設計金額に応じて、「地方機関業者選定等検討委員会要綱(準則)」等の規程を定め、適切に運用されていますが、審査実施後の文書として、入札参加資格条件等決定書を保存する際に、審査実施機関のみ記載

し、審査実施者の氏名が未記載のまま保存されていました。

審査の実施状況が確認できる重要な書類であるため、完全な形で保管することが望ましいです。

#### ④ 入札辞退届の傾向分析について（意見 78）

本工事においては、入札参加者 6 者のうち、入札辞退者が 4 者存在していました。

県としては、業者の手持ち工事数等が関係していると推測してはいますが、具体的に入札辞退届の傾向分析までは実施できていません。

1 者応札や入札不調といった入札での課題や原因を把握し対応するため、また、発注機関となる県にとっては入札辞退された場合に、想定した業務スケジュールが大きくずれ込んでしまうといったリスクも考慮して、入札辞退届の傾向分析について実施することが望ましいです。

### 31. （二）北川水系北川 県単河川局部改良工事（新単局第 5 号の 1）

#### (1) 個別工事の概要

工事名	(二) 北川水系北川 県単河川局部改良工事
執行機関	東予地方局建設部
国庫補助（負担）の有無	<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
補助負担率	—
工事種別	県単河川局部改良工事
工事番号	新単局第 5 号の 1
位置	西条市実報寺
構造物の延長・幅員・面積等	施工延長 L=40.0m コンクリートブロック積工 A=119m <sup>2</sup>
契約方法	指名競争入札
設計金額	10,486 千円（当初）、10,804 千円（最終）
予定価格	10,486 千円
請負契約額	10,483 千円（当初）、10,800 千円（最終）
支出済額	10,800 千円
起工年月日	令和 4 年 10 月 17 日
完成（予定）年月日	令和 5 年 5 月 15 日
進捗歩合	100%
請負人住所氏名	西条市 株式会社丹下興産
入札参加者数・指名業者数	4 者
落札率	100.0%

備考	令和4年度に4,193千円の前金払があり、残金については、令和5年度に繰越し、所定の契約内容工事が完了した後、6,607千円全額を支出している。
工事の目的・効果	当施工箇所の左岸側はコンクリート製の護岸のない区間であり、洪水による土地の浸食や越水による背後地の田畑等への被害を防止するため、今回、コンクリート製のブロック積みを施工するものである。

(出典：県営工事個所別執行状況調他)

(工事の写真)

<p>施工前写真</p>  <p>施工前</p>	<p>完成写真</p>  <p>完成</p>
--	---

(県提供写真からサンプルを掲載)

(補足説明)

<p>(指名競争入札採用について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事については、「愛媛県建設工事指名競争入札実施要領」第2条第2号に基づき、設計金額3千万円未満の防災対策工事として指名競争入札を採用したものである。</li> <li>・この工事は特に公共性が高く、その成果は直接県民の福祉にかかる重要な工事であり、施行に当たっては、不誠実不信用の業者を排除し、堅実な業者によって確実に施行されることが必要であるので、地方自治法施行令第167条第1号の規定により指名競争入札を採用している。なお、根拠法令については、以下意見①を踏まえ、修正して記載している。</li> </ul>
--

(2) 監査の結果及び意見

① 「理由書」に記載の根拠条文について (意見 79)

「愛媛県工事執行事務取扱規程」の第4条に指名競争入札又は随意契約の方法により契約を締結するときは、その理由書が必要との記載があります。

当該理由書の記載において、地方自治法施行令第167条第1号の規定と記載すべきところ、地方自治法施行令第167条第1項の規定により指名競争入札を採用している旨の記載になっていました。

参照条文については、適切に記載する必要があります。

## ② 「工事延期願」の記載内容について（意見 80）

「工事延期願」は、工期内完成が見込めないと判断したときにその理由を明示した書面によって提出する書類として、工事請負契約約款第 22 条及び工事執行規程第 15 条にて明記されています。

この点、本工事の「工事延期願」では、資材搬入経路等について地元地権者との調整に不測の日数を要した旨の記載があることにとどまり、詳細がわかる資料が保存されていませんでした。

「工事延期願」の理由欄には、工事を延期せざるを得ない具体的内容のわかる理由を明記して、事後的にも工事の延期内容が合理的であることがわかるように管理しておくことが望ましいです。

## ③ 「工事着手時確認チェックシート」について（意見 81）

「工事着手時確認チェックシート」は、工事において作成することが必須の書類ではありませんが、工事实施中の混乱を防ぎ、円滑に情報交換及び電子納品を実施するために行うために利用する書類として、電子メール等を活用した情報交換に関する実施要領や愛媛県工事完成図書電子納品要領にて明記されています。

本工事では、工事着手前に工事受注業者と打合せを実施していたとのことですが、その記録を残すことまではできていないとのことでした。

本工事のように工事着手前に工事受注業者と打合せを実施するようなことがある場合には、必要に応じて、「工事着手時確認チェックシート」等を作成・保存して、後日の無用な紛争を回避できるように管理しておくことが望ましいです。

## ④ 工事執行何の管理方法について（意見 82）

工事執行何は、「愛媛県工事執行事務取扱規程」第 3 条に記載のあるとおり、工事計画の内定後、工事主管課において、実施設計書の決裁のために利用する必要のある公文書ですが、当該文書については、「愛媛県文書管理規程」に基づいて、整理及び保管を行うことが必要になっています。

この点、本工事では、工事執行何の「完結」にかかる年月日、「分類記号」及び「保存」部分が空欄のままでした。

本来、本工事は、令和 5 年 5 月 15 日に完成しており、最終支払日が令和 5 年 6 月 27 日であったことから、適時に完結文書としての日付の記載を行い、分類番号、保存年数等の記載も行った上で、保管しておくことが望ましいです。

## ⑤ 入札辞退届の傾向分析について（意見 83）

本工事においては、入札参加者 4 者のうち、入札辞退者が 1 者、制限価格未満での入札（失格）が 2 者という状況でした。

この点、県としては、具体的に入札辞退届の傾向分析までは実施していないとのことでした。

1 者応札や入札不調といった入札での課題や原因を把握し対応するため、また、発注機関となる県にとっては入札辞退された場合に、想定した業務スケジュールが大きくずれ込んでしまうといったリスクも考慮して、入札辞退届の傾向分析について実施することが望ましいです。

⑥ 「工事延期願」を利用した「工期変更」承認手続きについて（意見 84）

「愛媛県工事執行事務取扱規程」の第 5 条においては、設計書の変更を伴うような工事の変更の場合には、「工事変更執行伺」により決裁を受けることが要求されているものの、設計書の変更を伴わない工期のみの延期については、東予地方局建設部としての判断で、工事変更執行伺を作成することなく、「工事延期願」を利用した「工期変更」承認手続きを実施しているとのことです。ここで、「工事延期願」（様式第 7 号）とは、「愛媛県工事執行規程」第 15 条に記載のあるとおり、工期内完成が見込めないと請負者が判断したときに工期の延長を求める場合に作成し提出しなければならない文書をいいます。

この点、事務処理上、「愛媛県工事執行事務取扱規程」には明記されていない運用であるとのことでしたが、保存された資料を拝見する限り、統制上の有効性を害するものではなく、事務処理を少しでも効率的に実施できる手続きであると考えられるので、全庁の方針として検討されることも有効と考えます。

なお、令和 6 年 4 月 1 日から土木部においては、受注者の請求による工期の延長を行う場合には「工期延期願」の提出を求めるものの、発注者都合に起因する工期の延長を行う場合には「変更執行伺」で処理して「工期延期願」の提出を求めない手続となっているとのことですが、土木部のみならず、全庁的に効率的な事務手続ができるように検討されることが望ましいです。

32. （主） 壬生川新居浜野田線他 土木施設年間維持工事（新施砂第 21 号の 1）

(1) 個別工事の概要

工事名	（主） 壬生川新居浜野田線他 土木施設年間維持工事
執行機関	東予地方局建設部
国庫補助（負担）の有無	<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
補助負担率	—
工事種別	砂防施設工事
工事番号	新施砂第 21 号の 1
位置	新居浜市一円
構造物の延長・幅員・面積等	道路維持工事 1 式 河川維持工事 1 式 砂防維持工事 1 式 海岸維持工事 1 式
契約方法	随意契約

設計金額	【監査対象】 一千円（当初）、683 千円（最終） 【合併全体】 25,799 千円（当初）、68,663 千円（最終）
予定価格	25,799 千円
請負契約額	【監査対象】 一千円（当初）、675 千円（最終） 【合併全体】 25,520 千円（当初）、67,919 千円（最終）
支出済額	【監査対象】 675 千円 【合併全体】 67,919 千円
起工年月日	令和 5 年 4 月 1 日
完成(予定)年月日	令和 6 年 3 月 22 日
進捗歩合	100%
請負人住所氏名	新居浜市 新居浜建設業協同組合
入札参加者数・指名業者数	1 者
落札率	98.9%
備考	新道維第 1 号との合併 新河維第 1 号との合併 砂管第 2 号の 1 との合併 新海維第 1 号との合併 新道防減第 24 号の 1 との合併 新安緊第 105 号との合併 新補河震対第 21 号の 3 との合併 砂防減第 105 号の 1 との合併 新道防減第 25 号の 3 との合併 新補道防減第 24 号の 1 との合併 新環第 301 号との合併 東海修第 1 号の 1 との合併 新海防第 1 号の 2 との合併 新単局第 22 号の 1 との合併 新単整第 21 号の 1 との合併 新補河防第 26 号の 1 との合併
工事の目的・効果	本工事は、地元住民からの要望・苦情を受けて、急傾斜地崩壊防止施設である擁壁裏の雑木の伐採や、地すべり防止施設である横ボーリング工排水管の修繕を実施したものであり、砂防関係施設の適切な維持管理を行い、地域住民の安全・安心の確保や生活環境の保全に資するものである。

(出典：県営工事個所別執行状況調他)

(工事の写真)

	
着工前	完成
	
着工前	完成

(県提供写真からサンプルを掲載)

(補足説明)

<p>(本工事を合併工事とした背景及び合理性について)</p> <p>本工事は、地元住民から砂防関係施設の維持補修に関する要望・苦情があったことを受けて実施したものであるが、早急に対応する必要があるため、短期間で作業の完了を見込める工事内容であったことから、土木施設年間維持工事 (No. 40 新道防減第 24 号の 1) の一環として工事を実施し、砂防関係予算を合併している。</p>
--

(2) 監査の結果及び意見

該当事項はありません。

33. (国) 378 号他 土木施設年間維持工事 (東施砂第 502 号の 1)

(1) 個別工事の概要

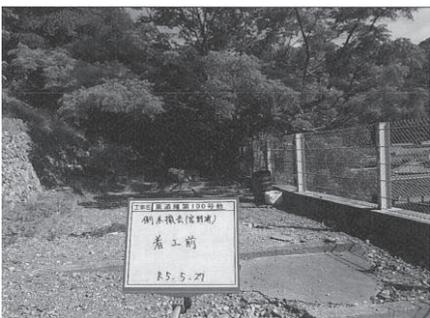
工事名	(国) 378 号他 土木施設年間維持工事
執行機関	西予土木事務所
国庫補助 (負担) の有無	<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無

補助負担率	—
工事種別	砂防施設工事
工事番号	東施砂第 502 号の 1
位置	西予市明浜町高山 他
構造物の延長・幅員・面積等	道路維持修繕工 4 路線 河川維持管理工 4 河川 砂防施設維持工 34 箇所 海岸施設維持工 6 海岸 冬期路面对策工 4 路線
契約方法	随意契約
設計金額	【監査対象】 一千円（当初）、2,572 千円（最終） 【合併全体】 9,902 千円（当初）、17,644 千円（最終）
予定価格	9,902 千円
請負契約額	【監査対象】 一千円（当初）、2,572 千円（最終） 【合併全体】 9,900 千円（当初）、17,640 千円（最終）
支出済額	【監査対象】 2,572 千円 【合併全体】 17,640 千円
起工年月日	令和 5 年 4 月 1 日
完成(予定)年月日	令和 6 年 3 月 21 日
進捗歩合	100%
請負人住所氏名	西予市 明浜共同企業体 (代表者 平野建設株式会社)
入札参加者数・指名業者数	1 者
落札率	100.0%
備考	東道維第 100 号との合併 東冬対第 100 号との合併 東河維第 100 号との合併 砂管第 8 号の 1 との合併 東海維第 1 号の 1 との合併 砂防減第 59 号の 9 との合併
工事の目的・効果	本工事は、県が管理する道路、河川、砂防及び海岸の施設の安全性を確保し、又は機能もしくは性能の維持を図るために行う維持管理や補修等である。 いずれの施設についても、県民の安全性の確保等のため緊急に対応する必要であることから、地域の実情に精通した

	地元業者に対し、地域維持型建設共同企業体を公募して、年間を通じ臨機の対応ができるようにしている。
--	--

(出典：県営工事個所別執行状況調べ)

(工事の写真)

	
着工前	完成
	
着工前	作業状況

(県提供写真からサンプルを掲載)

(補足説明)

<p>(随意契約採用について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「愛媛県地域維持型契約方式実施要領」に基づき「公募型指名競争入札」を実施しているが、応募者が1者であったため、同要領の第16条の「入札参加資格を満たす者が1者又は2者（共同企業体の場合は1共同企業体又は2共同企業体）であるときは、当該1者又は2者から見積書を徴取のうえ、随意契約を行うことができる」とする旨が規定されており、これに基づき随意契約を選択している。</li> </ul> <p>(本工事を合併工事とした背景及び合理性について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事では、所管する道路、河川等の施設管理をしており、台風等の異常気象後のパトロール、応急対応や、地元住民からの要望・苦情を受けた維持管理上の緊急対応等を実施している。維持管理予算は施設毎に確保（道路なら東道維、河川なら東河維、砂防施設等なら砂管、海岸は東海維）しており、その予算を合併し施工箇所を「西予市明浜町一円」とすることで、次のメリットが発生する。</li> </ul>
---

- ① 予算毎に契約した場合、維持管理箇所が点在し移動時間に無駄が発生するが、合併することで、一連の流れでスムーズに実施できる。
- ② 予算毎に契約した場合、1つの工事で現場代理人を1名配置する必要があるが、工事を合併することにより効率的に契約することができる。
- ③ 発注手続きに要する期間を省略でき、迅速な対応が可能となること
- ④ 発注者・受注者双方の契約事務を簡素化できること
- ⑤ 地域維持型契約方式として明浜共同企業体と契約しているため、構成員の手持ち工事量に応じた柔軟な業者分担が可能であること

上記のようなメリットがあることから、本工事については、単独での工事発注とはせず、土木施設年間維持工事での実施としている。

(2) 監査の結果及び意見

① 随意契約採用に伴う「理由書」未作成について（指摘1）

入札に当たっては、原則競争入札であるため、指名競争入札や随意契約を採用する場合には、「愛媛県工事執行事務取扱規程」の第4条において、指名競争入札又は随意契約の方法により契約を締結するときは、その理由書が必要との記載があります。

そのため、本工事の入札にあたっては、随意契約を採用にかかる理由書を作成し、保存しておく必要がありましたが、理由書の作成が実施できていませんでした。

○愛媛県工事執行事務取扱規程 改正 令和3年3月2日訓令第1号  
 (以下、関連該当箇所を一部抜粋)

第4条

・・・(省略)・・・

2 本庁執行工事(地方局設計に係るものに限る。)に関しては、地方局長(以下「局長」という。)は、次に掲げる書類各3通を工事主管課長に親展で提出し、当該工事主管課長は、当該書類のうち2通に工事概要書2通を添付して契約主管課長に親展で提出しなければならない。ただし、工事主管課と契約主管課が同一の場合にあつては、局長は、次に掲げる書類各2通を工事主管課長に親展で提出するものとする。

・・・

(2) 指名競争入札等の方法により契約を締結するときは、その理由書

・・・

② 随意契約採用に伴う「建設事業総合管理システム」への対応誤りについて（指摘2）

本工事は、上記補足説明に記載のとおり、「愛媛県地域維持型契約方式実施要領」に基づき「公募型指名競争入札」を実施していますが、応募者が1者であったため、同要領の第16条

の「入札参加資格を満たす者が1者又は2者であるときは、当該1者又は2者から見積書を徴取のうえ、随意契約を行うことができる」を適用しています。適用に当たっては、随意契約へ移行する場合、課内の手続きとしては、見積書を徴取して随意契約へ移行する必要があり、「建設事業総合管理システム」に「随意契約」と入力する必要があったところ、「指名競争」と誤って入力したことを理由として、「電子入札システム」や「入札情報公開システム」へ連携送信されてしまい、「えひめ電子入札共同システム」上の入札結果においては「見積書記載金額」に表示されることなく、指名競争入札と同様に「入札書記載金額」に金額表示されています。

この誤入力自体が、開札までの過程や入札結果そのものに影響を与えるものではありませんが、結果公表の表示において明らかに他の随意契約案件と表示が相違することから、要領に示された方法が適切に外部にも開示できるように、課内の事務処理のチェック体制の強化に一層努めていただく必要があると考えます。

○愛媛県地域維持型契約方式実施要領

(以下、関連該当箇所を抜粋)

(随意契約への移行)

第16条 第8条第1項において、入札参加資格を満たす者が1者又は2者（共同企業体の場合は1共同企業体又は2共同企業体）であるときは、当該1者又は2者から見積書を徴取のうえ、随意契約を行うことができるものとする。

(「えひめ電子入札共同システム」の入札結果画面抜粋)



入札結果表示

2024. 11. 12 10:52

top > 入札結果表示

トップページ	令和4年度 土木部 西予土木事務所 入札結果						
	開札執行日時	令和05-03-29 13:55					
	調達案件番号	3800000401102022023600					
入札予定	工事名称	東道線第100号他 (国) 378号 他 土木施設年間維持工事(総合評価方式の入札における評価対象工事)					
入札結果	工事場所	西予市 明浜町高山 他					
	工事種別	土木一式工事	一般土木	予定価格 (税抜き)	9,002,000円		
				調査基準価格 (税抜き)	対象外		
設計図書等閲覧	入札方式	随意契約・価格競争 (方法: 電子入札)			最低制限価格 (税抜き)	対象外	
	落札者名	明浜共同企業体			落札決定金額 (税抜き)	9,000,000円	
	備考						

業者一覧								
No	商号又は名称 (代表者名)	入札書記載金額 (円) (税抜き)			見積書記載金額 (円) (税抜き)			
		第1回	第2回	結果	第1回	第2回	第3回	結果
1	明浜共同企業体 (平野 武邦)	9,100,000	9,000,000	落札				

説明文書等		
No	文書名	格納ファイル名/外部リンクURL
1	契約の内容について	 3800000401102022023600-01.pdf
2	入札及び契約の過程について	 3800000401102022023600-02.pdf

③ 工事執行何の管理方法について (意見 85)

工事執行何は、「愛媛県工事執行事務取扱規程」第3条に記載のあるとおり、工事計画の内定後、工事主管課において、実施設計書の決裁のために利用する必要のある公文書ですが、当

該文書については、「愛媛県文書管理規程」に基づいて、整理及び保管を行うことが必要になっています。

この点、本工事では、工事執行伺の「完結」にかかる年月日、「分類記号」及び「保存」部分が空欄のままでした。

本来、本工事は、令和6年3月21日に完成しており、最終支払日が令和6年4月23日であったことから、適時に完結文書としての日付の記載を行い、分類番号、保存年数等の記載も行った上で、保管しておくことが望ましいです。

#### ④ 高落札率の要因分析について（意見 86）

県によると、落札率の要因分析資料は無いとのこと。一定の閾値を超える落札率となっている入札について、その要因を分析するルールを策定し、課題抽出・改善検討の一連のプロセスを実行することが望ましいです。

### 34. （主）西条久万線 土砂災害対策道路工事（土対道改第1号の1）

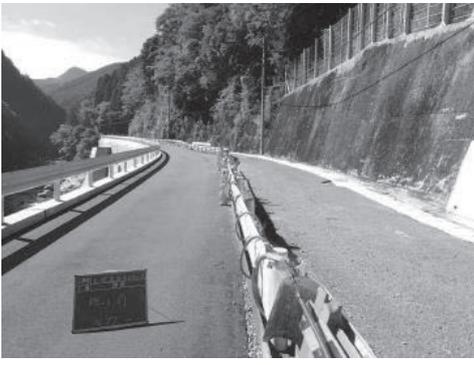
#### (1) 個別工事の概要

工事名	(主) 西条久万線 土砂災害対策道路工事
執行機関	東予地方局建設部
国庫補助（負担）の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
補助負担率	5.775/10
工事種別	道路改築工事
工事番号	土対道改第1号の1
位置	西条市西之川
構造物の延長・幅員・面積等	施工延長 L=179.7m 道路幅員 W=5.5(7.0)m 舗装工 A=1,450m <sup>2</sup> 区画線工 L=510m
契約方法	指名競争入札
設計金額	17,097 千円（当初）、18,268 千円（最終）
予定価格	17,097 千円
請負契約額	15,312 千円（当初）、16,360 千円（最終）
支出済額	16,360 千円
起工年月日	令和5年8月11日
完成(予定)年月日	令和5年12月11日
進捗歩合	100%
請負人住所氏名	西条市 西条道路株式会社

入札参加者数・指名業者数	7者
落札率	89.6%
備考	—
工事の目的・効果	車両等の安全で円滑な通行の確保のため。

(出典：県営工事個所別執行状況調他)

(工事の写真)

	
着工前	完成
	
着工前	完成
	
着工前	完成

(県提供写真からサンプルを掲載)

(補足説明)

(指名競争入札採用について)

・本工事については、「愛媛県建設工事指名競争入札実施要領」第2条第2号に基づき、設計金額3千万円未満の防災対策工事として指名競争入札を採用したものである。

・本工事は、特に公共性が高く、その成果は直接県民の福祉にかかわる重要な工事であり、施行に当たっては、不誠実・不信用の業者を排除し、堅実な業者によって確実に実施されることが必要であるので、地方自治法施行令第167条第1号の規定により指名競争入札を採用している。なお、根拠法令については、以下意見②を踏まえ、修正して記載している。

(2) 監査の結果及び意見

① 工事執行伺の管理方法について (意見 87)

工事執行伺は、「愛媛県工事執行事務取扱規程」第3条に記載のあるとおり、工事計画の内定後、工事主管課において、実施設計書の決裁のために利用する必要のある公文書ですが、当該文書については、「愛媛県文書管理規程」に基づいて、整理及び保管を行うことが必要になっています。

この点、本工事では、工事執行伺の「完結」にかかる年月日、「分類記号」及び「保存」部分が空欄のままでした。

本来、本工事は、令和5年12月11日に完成しており、最終支払日が令和6年1月26日であったことから、適時に完結文書としての日付の記載を行い、分類番号、保存年数等の記載も行った上で、保管しておくことが望ましいです。

② 「理由書」に記載の根拠条文について (意見 88)

「愛媛県工事執行事務取扱規程」の第4条に指名競争入札又は随意契約の方法により契約を締結するときは、その理由書が必要との記載があります。

当該理由書の記載において、地方自治法施行令第167条第1号の規定と記載すべきところ、地方自治法施行令第167条第1項の規定により指名競争入札を採用している旨の記載になっていました。

参照条文については、適切に記載する必要があります。

35. (一) 宇和高山線 土砂災害対策道路工事 (土対道改第7号の1)

(1) 個別工事の概要

工事名	(一) 宇和高山線 土砂災害対策道路工事
執行機関	西予土木事務所
国庫補助(負担)の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
補助負担率	5.775/10

工事種別	道路改築工事
工事番号	土対道改第7号の1
位置	西予市宇和町野田
構造物の延長・幅員・面積等	施工延長 L=123.0m 道路幅員 W=5.5 (7.0) m 植生工 A=1,100m <sup>2</sup>
契約方法	指名競争入札
設計金額	12,233千円(当初)、11,652千円(最終)
予定価格	12,233千円
請負契約額	12,210千円(当初)、11,630千円(最終)
支出済額	11,630千円
起工年月日	令和5年10月25日
完成(予定)年月日	令和6年6月12日
進捗歩合	100%
請負人住所氏名	喜多郡内子町 久保興業株式会社
入札参加者数・指名業者数	6者
落札率	99.8%
備考	令和5年度に4,884千円の前金払があり、残金については、工事期間の延長に伴い、令和6年度へ7,326千円繰り越した。その後、工事期間に加え、工事範囲の見直しを実施したため、580千円の減額の変更契約を実施し、令和6年度に6,746千円全額を支出している。
工事の目的・効果	西予市宇和町野田における(一)宇和高山線の道路改良工事の一部で、先行工事にて切土を行った斜面の保護(風化防止)を目的としている。

(出典：県営工事個所別執行状況調べ)

(工事の写真)

	
着工前	完成

(県提供写真からサンプルを掲載)

(補足説明)

(指名競争入札採用について)

- ・本工事については、「愛媛県建設工事指名競争入札実施要領」第2条第2号に基づき、設計金額3千万円未満の防災対策工事として指名競争入札を採用したものである。
- ・この工事は、特に公共性が高く、その成果は直接県民の福祉にかかる重要な工事であり、施行にあたっては不誠実不信用の業者を排除し、堅実な業者によって施行されることが必要であるので地方自治法施行令第167条第1号により指名競争入札を採用している。

(2) 監査の結果及び意見

① 「工事延期願」の記載内容について (意見 89)

「工事延期願」は、工期内完成が見込めないと判断したときにその理由を明示した書面によって提出する書類として、工事請負契約約款第22条及び工事執行規程第15条にて明記されています。

この点、本工事の「工事延期願」では、本工事の工期内完成に向け、日々鋭意努力して参りましたが、関連工事との調整に不測の日数を要した旨の記載があることにとどまり、詳細がわかる資料が保存されていませんでした。

「工事延期願」の理由欄には、工事を延期せざるを得ない具体的内容のわかる理由を明記して、事後的にも工事の延期内容が合理的であることがわかるように管理しておくことが望ましいです。

② 工事執行伺の管理方法について (意見 90)

工事執行伺は、「愛媛県工事執行事務取扱規程」第3条に記載のあるとおり、工事計画の内定後、工事主管課において、実施設計書の決裁のために利用する必要のある公文書ですが、当該文書については、「愛媛県文書管理規程」に基づいて、整理及び保管を行うことが必要になっています。

この点、本工事では、工事執行伺の「完結」にかかる年月日、「分類記号」及び「保存」部分が空欄のままでした。

本来、本工事は、令和6年6月12日に完成しており、最終支払日が令和6年7月26日であったことから、適時に完結文書としての日付の記載を行い、分類番号、保存年数等の記載も行った上で、保管しておくことが望ましいです。

### ③ 「理由書」に記載の指名競争入札採用の根拠について（意見91）

「愛媛県工事執行事務取扱規程」の第4条に指名競争入札又は随意契約の方法により契約を締結するときは、その理由書が必要との記載があります。

当該理由書の記載においては、地方自治法施行令第167条第1号の規定を適用している理由として、公共性の高さやその成果が直接県民の福祉にかかる重要な工事という形で汎用的な記載となっているため、実際の工事内容に即したものになっていないと考えられます。

本工事のように、設計金額3千万円未満の防災対策工事として指名競争入札を採用するケースは、「愛媛県建設工事指名競争入札実施要領」第2条第2号で具体的に明記されているため、理由書には、当該条文を参照して指名競争入札を採用していると記載することが望ましいです。

### ④ 「工事延期願」を利用した「工期変更」承認手続きについて（意見92）

「愛媛県工事執行事務取扱規程」の第5条においては、設計書の変更を伴うような工事の変更の場合には、「工事変更執行伺」により決裁を受けることが要求されているものの、設計書の変更を伴わない工期のみの延期については、西予土木事務所としての判断で、工事変更執行伺を作成することなく、「工事延期願」を利用した「工期変更」承認手続きを実施しているとのことです。ここで、「工事延期願」（様式第7号）とは、「愛媛県工事執行規程」第15条に記載のあるとおり、工期内完成が見込めないと請負者が判断したときに工期の延長を求める場合に作成し提出しなければならない文書をいいます。

この点、事務処理上、「愛媛県工事執行事務取扱規程」には明記されていない運用であるとのことでしたが、保存された資料を拝見する限り、統制上の有効性を害するものではなく、事務処理を少しでも効率的に実施できる手続きであると考えられるので、全庁の方針として検討されることも有効と考えます。

なお、令和6年4月1日から土木部においては、受注者の請求による工期の延長を行う場合には「工期延期願」の提出を求めるものの、発注者都合に起因する工期の延長を行う場合には「変更執行伺」で処理して「工期延期願」の提出を求めない手続となっているとのことですが、土木部のみならず、全庁的に効率的な事務手続ができるように検討されることが望ましいです。

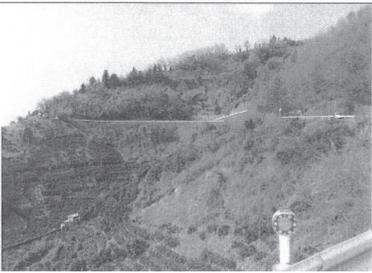
36. (国) 378号 地震防災関連道路緊急整備工事(東震補道改第101号の1)

(1) 個別工事の概要

工事名	(国) 378号 地震防災関連道路緊急整備工事
執行機関	西予土木事務所
国庫補助(負担)の有無	<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
補助負担率	—
工事種別	道路改築工事
工事番号	東震補道改第101号の1
位置	西予市明浜町狩浜
構造物の延長・幅員・面積等	施工延長 L=563.8m 道路幅員 W=5.5(7.0)m 園内支線水路布設工 L=363m 散水線布設工 L=667.3m スプリンクラー据付工 N=45箇所
契約方法	指名競争入札
設計金額	15,451千円(当初)、15,496千円(最終)
予定価格	15,451千円
請負契約額	15,136千円(当初)、15,180千円(最終)
支出済額	15,180千円(最終の請負契約金額)
起工年月日	令和5年3月7日
完成(予定)年月日	令和6年1月15日
進捗歩合	100%
請負人住所氏名	南宇和郡愛南町 株式会社プログレス
入札参加者数・指名業者数	6者
落札率	98.0%
備考	本工事(東震補道改第101号の1)において、最終請負契約金のうち令和4年度中に前金払として6,054千円を支出済である。工事が工期延期により令和5年度に繰り越したため、完成後に残金である9,126千円を支出している。
工事の目的・効果	愛媛県西予市明浜町狩浜における(国)378号の道路改良工事に伴い、支障となるスプリンクラー等の畑地かんがい施設の付替え等を行うもの。

(出典：県営工事個所別執行状況調他)

(工事の写真)

	 <p>完成写真 東宮崎道改築104号の1 地盤防災関連道路緊急整備工事</p>
<p>着工前</p>	<p>完成</p>
	 <p>完成写真 東宮崎道改築104号の1 地盤防災関連道路緊急整備工事</p>
<p>着工前</p>	<p>完成</p>

(県提供写真からサンプルを掲載)

(補足説明)

(指名競争入札採用について)

- ・本工事については、「愛媛県建設工事指名競争入札実施要領」第2条第2号に基づき、設計金額3千万円未満の防災対策工事として指名競争入札を採用したものである。
- ・この工事は、特に公共性が高く、その成果は直接県民の福祉にかかる重要な工事であり、施行にあたっては不誠実不信用の業者を排除し、堅実な業者によって施行されることが必要であるので地方自治法施行令第167条第1号により指名競争入札を採用している。

(2) 監査の結果及び意見

① 「理由書」に記載の指名競争入札採用の根拠について (意見 93)

「愛媛県工事執行事務取扱規程」の第4条に指名競争入札又は随意契約の方法により契約を締結するときは、その理由書が必要との記載があります。

当該理由書の記載においては、地方自治法施行令第167条第1号の規定を適用している理由として、公共性の高さやその成果が直接県民の福祉にかかる重要な工事という形で汎用的な記載となっているため、実際の工事内容に即したものになっていないと考えられます。

本工事のように、設計金額3千万円未満の防災対策工事として指名競争入札を採用するケースは、「愛媛県建設工事指名競争入札実施要領」第2条第2号で具体的に明記されているため、

理由書には、当該条文を参照して指名競争入札を採用していると記載することが望ましいです。

## ② 工事執行伺の管理方法について（意見 94）

工事執行伺は、「愛媛県工事執行事務取扱規程」第 3 条に記載のあるとおり、工事計画の内定後、工事主管課において、実施設計書の決裁のために利用する必要のある公文書ですが、当該文書については、「愛媛県文書管理規程」に基づいて、整理及び保管を行うことが必要になっています。

この点、本工事では、工事執行伺の「完結」にかかる年月日、「分類記号」及び「保存」部分が空欄のままでした。

本来、本工事は、令和 6 年 1 月 15 日に完成しており、最終支払日が令和 6 年 3 月 1 日であったことから、適時に完結文書としての日付の記載を行い、分類番号、保存年数等の記載も行った上で、保管しておくことが望ましいです。

## ③ 入札辞退届の傾向分析について（意見 95）

本工事においては、入札参加者 6 者のうち、入札辞退者が 5 者存在していました。

この点、県としては、具体的に入札辞退届の傾向分析までは実施していないとのことです。

1 者応札や入札不調といった入札での課題や原因を把握し対応するため、また、発注機関となる県にとっては入札辞退された場合に、想定した業務スケジュールが大きくずれ込んでしまうといったリスクも考慮して、入札辞退届の傾向分析について実施することが望ましいです。

## ④ 「工事延期願」を利用した「工期変更」承認手続きについて（意見 96）

「愛媛県工事執行事務取扱規程」の第 5 条においては、設計書の変更を伴うような工事の変更の場合には、「工事変更執行伺」により決裁を受けることが要求されているものの、設計書の変更を伴わない工期のみの延期については、西予土木事務所としての判断で、工事変更執行伺を作成することなく、「工事延期願」を利用した「工期変更」承認手続きを実施しているとのことです。ここで、「工事延期願」（様式第 7 号）とは、「愛媛県工事執行規程」第 15 条に記載のあるとおり、工期内完成が見込めないと請負者が判断したときに工期の延長を求める場合に作成し提出しなければならない文書をいいます。

この点、事務処理上、「愛媛県工事執行事務取扱規程」には明記されていない運用であるとのことでしたが、保存された資料を拝見する限り、統制上の有効性を害するものではなく、事務処理を少しでも効率的に実施できる手続きであると考えられるので、全庁の方針として検討されることも有効と考えます。

なお、令和 6 年 4 月 1 日から土木部においては、受注者の請求による工期の延長を行う場合には「工期延期願」の提出を求めるものの、発注者都合に起因する工期の延長を行う場合には「変更執行伺」で処理して「工期延期願」の提出を求めない手続となっているとのことですが、土木部のみならず、全庁的に効率的な事務手続ができるように検討されることが望ましいです。

⑤ 高落札率の要因分析について（意見 97）

県によると、落札率の要因分析資料は無いとのこと。一定の閾値を超える落札率となっている入札について、その要因を分析するルールを策定し、課題抽出・改善検討の一連のプロセスを実行することが望ましいです。

37. (一) 吉田宇和島線 地震防災関連道路緊急整備工事（北震道改第 101 号の 1）

(1) 個別工事の概要

工事名	(一) 吉田宇和島線 地震防災関連道路緊急整備工事
執行機関	南予地方局建設部
国庫補助（負担）の有無	<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
補助負担率	—
工事種別	道路改築工事
工事番号	北震道改第 101 号の 1
位置	宇和島市大浦
構造物の延長・幅員・面積等	A 箇所 施工延長 L=60.4m、水路工 L=60.4m B 箇所 施工延長 L=140.0m、道路幅員 W=5.0 (6.0) m、側溝工 L=88m
契約方法	指名競争入札
設計金額	【監査対象】 17,927 千円（当初）、21,064 千円（最終） 【合併全体】 25,871 千円（当初）、38,839 千円（最終）
予定価格	25,871 千円
請負契約額	【監査対象】 17,912 千円（当初）、21,047 千円（最終） 【合併全体】 25,850 千円（当初）、38,807 千円（最終）
支出済額	【監査対象】 21,047 千円 【合併全体】 38,807 千円
起工年月日	令和 4 年 10 月 26 日
完成（予定）年月日	令和 5 年 10 月 31 日
進捗歩合	100%
請負人住所氏名	宇和島市 古岩建設有限会社
入札参加者数・指名業者数	5 者
落札率	99.9%
備考	北震道改第 102 号の 2 との合併 北震補道改第 102 号の 2 との合併 北震道改第 106 号の 1 との合併

	<p>本工事（北震道改第 101 号の 1）において、最終請負契約金のうち令和 4 年度中に前金払として 7,160 千円を支出済である。工事が工期延期により令和 5 年度に繰り越したため、完成後に残金である 13,887 千円を支出している。</p>
<p>工事の目的・効果</p>	<p>当区間は、道路幅員が狭いうえ、道路線形や対向車の見通しが悪く危険な状況であることから、道路改良により、離合困難、交通事故の解消を図ることができる。（A・B 箇所共通）</p> <p>当区間は、地元住民の他、高校生の通学路となっており、幅員狭小で危険が伴うため、道路拡幅により安全性、快適性の向上を図ることができる。（A・B 箇所共通）</p> <p>当区間は、落石災害危険箇所を抱え、地域住民は不安な日々を送っていることから、早急に防災対策を行い、落石事故の防止を図ることができる。（B 箇所）</p>

（出典：県営工事箇所別執行状況調他）

（工事の写真）

 <p>着工前 (A箇所)</p>	 <p>完成</p>
<p>（着工前）A 箇所</p>	<p>（完成）A 箇所</p>
 <p>B 箇所(1工区) 着工前</p>	 <p>B 箇所(1工区) 完成</p>
<p>（着工前）B 箇所</p>	<p>（完成）B 箇所</p>

（県提供写真からサンプルを掲載）

(補足説明)

(指名競争入札採用について)

- ・本工事については、「愛媛県建設工事指名競争入札実施要領」第2条第2号に基づき、設計金額3千万円未満の防災対策工事として指名競争入札を採用したものである。
- ・この工事は公共性が高く、その成果は直接県民の福祉にかかわる関連性が強いいため、施行に当っては、堅実且つ信用の有る業者によって施行されることが必要であると考えられるから地方自治法施行令第167条第1号により指名競争入札を採用している。

(本工事を合併工事とした背景及び合理性について)

令和4年度当初予算にて、北震道改第101号(A箇所)と北震道改第102号(B箇所)に予算が配当された。この2箇所は同一路線かつ同一地区内の現場であったため、同一業者による効率的な施工を行うことができるとの判断により、合併して発注されることとなった。その後、工事施工中の状況変化に伴い、工事内容の変更や追加工事を指示したことにより工事金額が増額し、令和4年度当初予算のみでは金額が不足することとなったため、変更契約時に令和4年度補正予算の北震補道改第102号及び令和5年度当初予算の北震道改第106号を合併し、工事の完成が図られたものである。

## (2) 監査の結果及び意見

### ① 「工事履行報告書」の提出について(意見98)

「工事履行報告書」は一定規模以上の重要な工事を発注する場合に、工事受注者から毎月の履行報告を求める書類をいいます。

本工事においては、当初請負代金額が25,850千円(約2,600万円)のため、「愛媛県土木部発注工事特記仕様書」等に記載される「当初請負代金額が3,500万円以上である場合又は設計図書に定めがある場合」に該当せず、「工事履行報告書」を用いて毎月の履行報告が求められる工事ではありませんが、工事の施工を進めていくにあたって、結果的に請負代金額が3,500万円を超えてしまっています。このような当初請負代金額が3,500万円を超えないケースであっても、工事の施工を進めていくにあたって、予期せぬ追加工事が発生し結果的に「工事履行報告書」が必要とされることもあると考えられます。

この点、県によると現状でも受注者への指示により「工事履行報告書」の提出を求めることが可能であるとのことですが、契約後における事後的な「指示書」による指示が「工事履行報告書」の提出義務が生じる「設計図書に定めがある場合」に相当するということが明確であるとは言えませんし、判断基準が明らかでない中で事後的に「工事履行報告書」の提出を求めるどうかの判断を県の担当者等に任せ、事務負担が増える受注者の理解を得るための努力をさせることも無用な手間であると考えられます。

そのため、当初設計図書の変更があった場合に「工事履行報告書」を用いて毎月の履行報告を求めることができるように、「変更後の設計金額(もしくは、変更後の請負代金額)が〇〇万

円以上」などといった条件を含めて「愛媛県土木部発注工事特記仕様書」等に予め明記しておくことが望ましいです。

## ② 工事執行伺の管理方法について（意見 99）

工事執行伺は、「愛媛県工事執行事務取扱規程」第 3 条に記載のあるとおり、工事計画の内定後、工事主管課において、実施設計書の決裁のために利用する必要のある公文書ですが、当該文書については、「愛媛県文書管理規程」に基づいて、整理及び保管を行うことが必要になっています。

この点、本工事では、工事執行伺の「完結」にかかる年月日、「分類記号」及び「保存」部分が空欄のままでした。

本来、本工事は、令和 5 年 10 月 31 日に完成しており、最終支払日が令和 5 年 12 月 15 日であったことから、適時に完結文書としての日付の記載を行い、分類番号、保存年数等の記載も行った上で、保管しておくことが望ましいです。

## ③ 入札参加資格条件等決定書の審査実施者の記載漏れについて（意見 100）

入札参加資格の設定等については、入札参加資格条件等決定書を作成し、設計金額に応じて、「地方機関業者選定等検討委員会要綱（準則）」等の規程を定め、適切に運用されていますが、審査実施後の文書として、入札参加資格条件等決定書を保存する際に、審査実施機関のみ記載し、審査実施者の氏名が未記載のまま保存されていました。

審査の実施状況が確認できる重要な書類であるため、完全な形で保管することが望ましいです。

## ④ 入札辞退届の傾向分析について（意見 101）

本工事においては、入札参加者 5 者のうち、入札辞退者が 3 者、不着者が 1 者という状況でした。

県としては、業者の手持ち工事数等が関係していると推測してはいますが、具体的に入札辞退届の傾向分析までは実施できていません。

1 者応札や入札不調といった入札での課題や原因を把握し対応するため、また、発注機関となる県にとっては入札辞退された場合に、想定した業務スケジュールが大きくずれ込んでしまうといったリスクも考慮して、入札辞退届の傾向分析について実施することが望ましいです。

## ⑤ 指名競争入札における入札不着者の取扱いについて（意見 102）

「愛媛県建設工事入札者心得（電子入札用）」では、入札の実施において、「指名を受けた者は、入札書の提出に至るまでは、入札を辞退することができる。」旨の記載があり、入札を辞退する場合には、「入札辞退届」を作成し、入札書提出締切日時までに、持参又は郵送により入札執行者に提出して行うことで、入札予定者が入札へ参加しないという権利が明記されています。

また、「入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。」旨も明記されています。

加えて、ただし書きで、「繰り返し入札を辞退し、入札に参加する意欲がないと認められる者については、この限りでない。」といった入札辞退に対する留意事項も明記されていますが、「入札辞退届」を提出しないで入札へ参加しない不着や欠席に対する対応の明記はありません。

本工事においては、入札に際して不着がありました。県によると、特段のペナルティはなく、入札辞退と同義で、「繰り返し入札を辞退し、入札に参加する意欲がないと認められる者については、この限りでない。」場合として扱う方針とのことでしたが、予め指名業者として登録されている状況から鑑みて、「入札辞退届」を提出しないで入札へ参加しない不着や欠席に対する対応を「愛媛県建設工事入札者心得（電子入札用）」等へ明記するなどして、入札に参加いただく指名業者に対して、入札に対する意思表示を求めることが望ましいです。

### 38. (主) 西条久万線 道路災害復旧工事（新補道防減第1号の2）

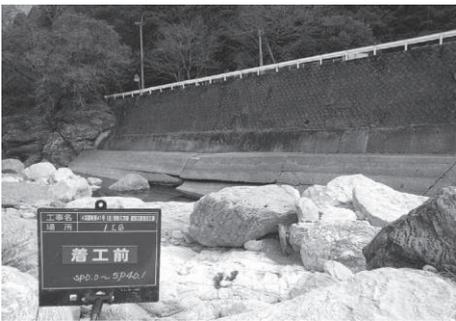
#### (1) 個別工事の概要

工事名	(主) 西条久万線 道路災害復旧工事
執行機関	東予地方局建設部
国庫補助（負担）の有無	<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
補助負担率	—
工事種別	道路防災・減災対策工事
工事番号	新補道防減第1号の2
位置	西条市中奥
構造物の延長・幅員・面積等	復旧延長 L=71.2m 1工区 L=40.1m 2工区 L=31.1m 道路幅員 W=7.7~9.4m 根継工 V=245m <sup>3</sup>
契約方法	指名競争入札
設計金額	【監査対象】 一千円（当初）、2,586千円（最終） 【合併全体】 42,962千円（当初）、45,223千円（最終）
予定価格	42,962千円
請負契約額	【監査対象】 一千円（当初）、2,508千円（最終） 【合併全体】 41,668千円（当初）、43,861千円（最終）
支出済額	【監査対象】 2,508千円 【合併全体】 43,861千円
起工年月日	令和5年2月23日
完成(予定)年月日	令和5年9月11日

進捗歩合	100%
請負人住所氏名	西条市 伊藤善建設工業株式会社
入札参加者数・指名業者数	6者
落札率	97.0%
備考	4 災国補第 41 号との合併 新道防減第 1 号の 1 との合併 令和 4 年度 2,508 千円の予算であるが翌年度へ繰り越し、 令和 5 年度 に 2,508 千円全額を支出している。
工事の目的・効果	豪雨により被災した施設の復旧のため。

(出典：県営工事個所別執行状況調他)

(工事の写真)

	
着工前	完成
	
着工前	完成

(県提供写真からサンプルを掲載)

(補足説明)

(指名競争入札採用について)

- ・本工事については、「愛媛県建設工事指名競争入札実施要領」第 2 条第 1 号に基づき、設計金額 1 億円未満の災害復旧工事として指名競争入札を採用したものである。
- ・この工事は特に公共性が高く、その成果は直接県民の福祉にかかる重要な工事であり、